

通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場 への参入促進のための公正競争環境 の整備等について

平成21年4月21日
総務省総合通信基盤局
料金サービス課

- モバイル市場では、携帯電話契約が1億件を突破し、ビジネス展開上・日常生活上の基礎的インフラとしてその重要性が著しく高まっており、固定ブロードバンド市場では、08年度第一四半期に、FTTHとDSLの契約数が逆転し、FTTHが名実ともに主役の地位に躍り出ている。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する形態の事業展開も活発化し、これらは、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場として今後の更なる発展が期待されている。
- 本件は、このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うものである。

I. モバイル市場の公正競争環境の整備

1. 第二種指定電気通信設備制度の検証
 - (1)規制根拠・規制内容の検証
 - (2)標準的接続箇所やアンバンドルの考え方
 - (3)接続料原価算定の考え方(適正な原価等)
 - (4)接続料算定と規制会計の関係
2. ネットワークインフラの利活用
 - (1)鉄塔等の設備共用
 - (2)ローミングの制度化



II. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

1. FTTxサービス
 - (1)FTTHサービスの屋内配線
 - (2)ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)
2. DSLサービス
 - (1)電話重量型DSLサービスの事業者名申込み
 - (2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)
3. ネットワークインフラの利活用
 - (1)中継ダークファイバの活用
 - (2)中継ダークファイバの活用



III. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

1. 通信プラットフォーム機能のオープン化
 - (1)移動網の通信プラットフォーム機能
 - (2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能
2. 紛争処理機能の強化等
 - (1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化
(電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている者に係る紛争事案の扱い)
 - (2)当該者に関し電気通信事業法上検討すべき課題



IV. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

1. 接続料算定上の課題
 - (1)逆ざや問題
 - (2)ビル&キープ方式
2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方
 - (1)今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点
 - (2)現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について今後見直しが必要と考えられる事項

① 移動網の通信プラットフォーム機能

■モバイル市場では、ネットワークを保有する携帯事業者が、通信サービスの提供だけでなく、認証・課金機能等のプラットフォーム機能等の提供を一体的に行う垂直統合型の事業展開が一般的に行われている。

この点、当該携帯事業者以外にもMVNOとして通信プラットフォーム機能等を提供する事業者が増加し、通信プラットフォームの多様性等が確保されることは、コンテンツ配信事業者や利用者の利便性を向上させると考えられるため、1(1)2)に基づき、機能のアンバンドルや標準的接続箇所に関する考え方が整理される場合を前提に、

- ①第二種指定電気通信設備を設置する事業者の設備・機能について、**新たにアンバンドルして提供することが必要な機能や新たに標準的接続箇所として追加が必要なものがあるか。**
- ②第二種指定電気通信設備に該当するか否かは、当該設備を用いて実現する機能に着目して判断することとされているが、**上記①に関連して、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の有する設備のうち、その機能に着目して新たに指定対象とすることが必要な設備はあるか。**
- ③その他、移動網の通信プラットフォーム機能等について検討すべき事項はあるか。

各事業者の意見

①通信プラットフォーム機能のアンバンドル、指定対象設備とすることについて

二種指定設備としてルール化。必要な機能のアンバンドル等を行うべき

■**モバイル市場は、通話からデータ通信(コンテンツ・サービス)への利用が拡がっている現状**を考えると、**二種指定設備の対象としても、通話機能からコンテンツ・サービスに関する機能へ拡げるべき**である。その場合、IP化されているデータ通信においては、ハードウェアに依存しないソフトウェアによって機能が提供されるため、指定設備に関しても機能自体を対象とすべき(MCF)

■移動網のプラットフォーム機能については、ネットワークを保有する携帯事業者が現状において**垂直統合型で提供している認証・課金及び位置情報提供機能を対象に**、MVNO事業者の要望をもとに**アンバンドルの可否を検討することが必要**。その際、固定通信・移動通信融合型のIP網であるNGNへの移行可能性に十分留意することが必要(テレサ協)

■移動体事業者の市場支配性の高さにかんがみれば、課金や位置情報などプラットフォーム機能と位置づけられるものは指定対象とし、他の接続事業者が広く利用できるようにすべき(STNet)

規制として導入するのではなく、ビジネスベースを基本とすべき

■今後、通信プラットフォームを利用した多様なサービス提供が見込まれることから、**サービスの萌芽期においては、規制として導入するのではなく、市場の発展を促すような仕組みが必要**。諸外国でも、ビジネスベースで市場の活性化が図られており、**通信プラットフォームに関する規制は課されていないと認識**(NTTドコモ)

■移動体は、限られた無線帯域を複数のユーザで共有するという技術的特性があり、常にネットワーク全体の安定運用確保に配慮しながら設備を運用することが必要。そのため、各事業者はMVNO等からの要望に対し、協議を行い、合意の上で接続箇所等を決定しており、このような現状の枠組の継続が適当(KDDI)

■一般的に、**携帯事業者は、プラットフォーム機能等を活用したサービス仕様や、端末仕様等を工夫して事業展開することにより、周波数という有限資源の効率利用を行い、安定的なサービス提供を図っている**。今後のIP化・ブロードバンド化の更なる進展の中、**利用者へのトータルサービス提供の土台となる携帯事業者の安定的なネットワークサービス運営を継続する視点がより一層重要となる**ことを十分に踏まえ、移動網の通信プラットフォーム機能への過度な行政介入は避けるべき(SB)

二種指定設備としてルール化。必要な機能のアンバンドル等を行うべき

■MNOが保有する通信プラットフォーム機能を指定設備と認定し、かつアンバンドルを図り、標準的接続箇所として設定することは、多様なサービスの実現と公正競争の双方の観点から、プラットフォーム事業の進展のために極めて有用。その理由は以下のとおり。

- ①モバイルポータルサービスに係る設備の中には、課金機能のように、明らかに二種指定設備として指定されるべき機能が包含されていること
- ②一部の位置情報サービス(例:iモードの付加サービスとして提供される位置情報サービス)は指定設備であるが、他の位置情報サービス(例:GPS利用のサービス)は二種指定設備でないと認識できる例があり、現在の整理に不統一性が存在し、かつ後者の位置情報サービスの方が広く利用されているため、合理的な水準を超えた利益の源泉になっている可能性があること
- ③現在、サービス提供中のモバイルポータルサービスには、(利用ライセンス料の支払を必要とする)第三者の知的所有権が含まれている可能性があり、接続事業者がこの知的所有権の扱い(ライセンス料の支払など)を回避するためには、二種指定事業者の設備を利用せざるを得ない可能性があり、かかる構成を取る場合、当該設備が二種指定設備に指定されていないと、事業法第34条第3項第4号が定める接続料の規定を適用回避できること
- ④MNOが所有する通信プラットフォームに接続してメールアドレスを変換して、メールアドレスポータビリティを実現する通信プラットフォーム事業者が出現する可能性があるが、当該接続が合理的金額(事業法第34条に規定される接続料)で可能となることが、かかるサービスの拡大に資すること等(MVNO協議会)

他事業者が同様の機能を提供可能であり、新たに指定設備とする必要はない

■当社の通信プラットフォーム機能は、既に提供しているISP接続インターフェースにより、他事業者も同様の機能が提供可能となっていることから、通信プラットフォーム機能を新たに指定設備とする必要はない(NTTドコモ)

オープン化は、全携帯電話事業者の取組として検討すべき

- 「通信プラットフォーム研究会」報告書では、全ての携帯事業者に対して同等のサービス提供が可能となる枠組みが求められているところであり、コンテンツビジネスの活性化を図る観点からも、二種指定事業者に限らず、全携帯事業者の取組として検討すべき(NTTドコモ)
- 携帯事業者の競争が進展するとともに、ポータビリティの促進が図られる状況下においては、コンテンツ配信事業者にとっては、全携帯事業者に対して同等の機能の提供を受ける環境の整備が必要(NTTコミュニケーションズ)
- 現状においても、上位レイヤー・下位レイヤーを問わず様々な事業者がプラットフォーム機能を提供しているところであり、独自の端末とプラットフォーム機能を用意して垂直統合型のビジネスモデルでサービス提供する事業者も登場している。したがって、二種指定事業者のみを対象としてオープン化すべき機能があるかを議論することは適切ではない(KDDI)

要望事項と携帯事業者の対応状況等

1. 接続約款に一部記載済の機能

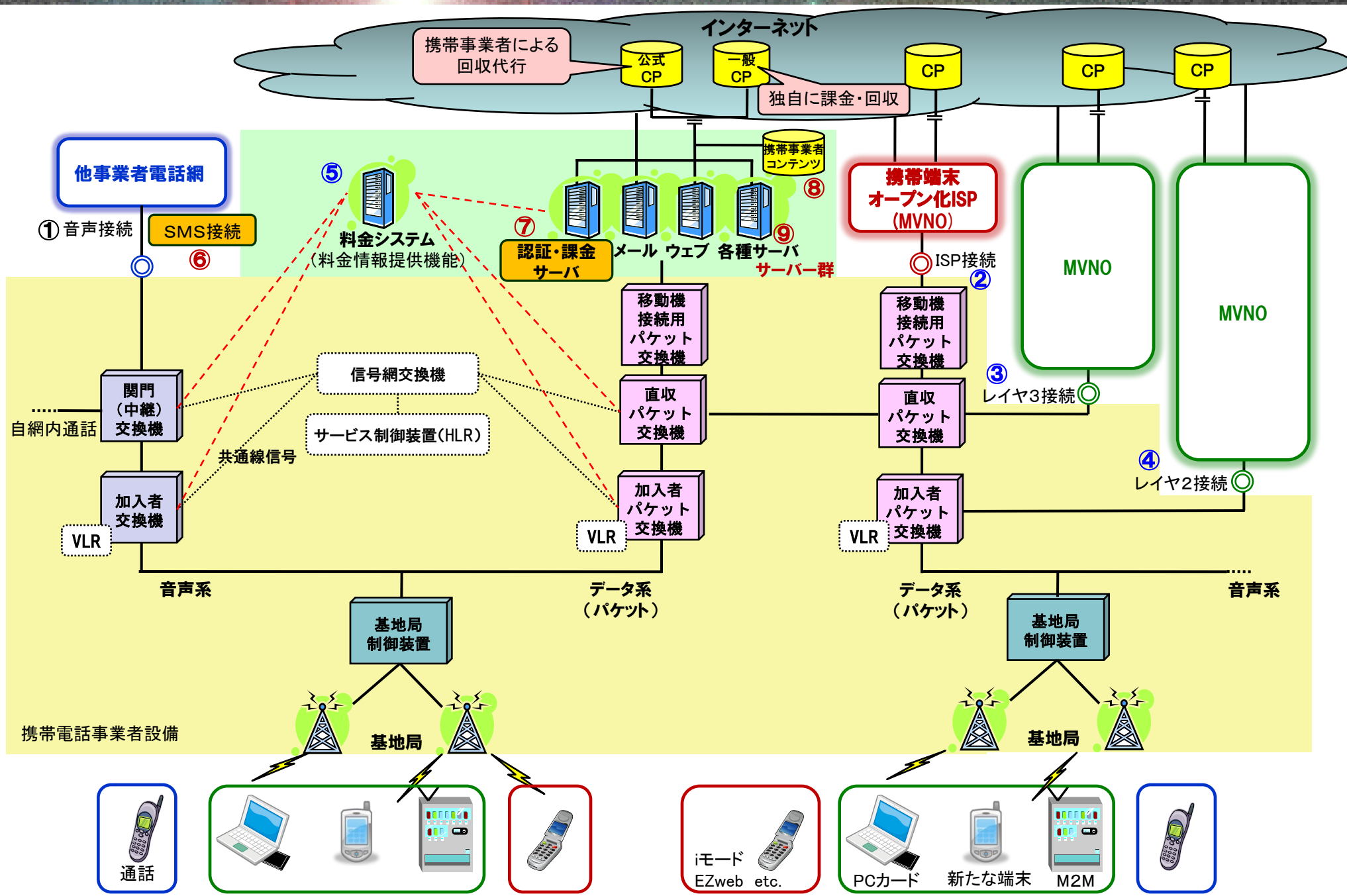
	NTTドコモ	KDDI	当該機能を提供する設備
①音声接続機能	接続約款記載済	接続約款記載済	第二種指定電気通信設備
②ISP接続機能	接続約款記載済	接続約款未記載 (一部対応を検討中)	第二種指定電気通信設備
③レイヤ3接続機能	接続約款記載済		第二種指定電気通信設備
④レイヤ2接続機能	接続約款記載済		第二種指定電気通信設備
⑤料金情報提供機能	接続約款記載済		非指定

2. 接続約款に未記載の機能

	NTTドコモ	KDDI	当該機能を提供する設備
⑥SMS接続機能	自網外との送受信不可	自網外との送受信不可	第二種指定電気通信設備
⑦課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能	一般サイト利用不可等	一般サイト利用不可等	非指定
⑧大容量コンテンツ配信機能	配信サーバの限定なし	自社の配信サーバによるもの以外配信不可	非指定
⑨GPS位置情報の継続提供機能	一般サイト利用不可	一般サイト利用不可	非指定

3. その他

	NTTドコモ	KDDI	当該機能を提供する設備
⑩ユーザIDの開示	iモードIDを開示	EZ番号を開示	非指定
⑪プッシュ型配信	・iチャンネルにつき一般CPも提供可能 ・新たなサービスについてはCPの要望に基づき検討可能	・EZチャンネルにつきCPも提供可能 ・EZチャンネルプラスについては番組枠の制約上、優先順位を設定	非指定
⑫ストレージサービスの提供	個人情報を除きCP自ら対応可能	個人情報を除きCP自ら対応可能	非指定
⑬ポータル機能の多様化	ブックマーク登録等の端末操作設定、ISP接続インターフェースの提供で対応	ボタン長押しで可能、ブックマーク登録が可能	非指定
⑭端末アプリの仕様の公開	個人情報等に関わる一部仕様につき審査を行ったCPに公開	BREWアプリの一部仕様につき審査を要する	—
⑮コンテンツ制作に係る仕様の公開	同上	基本的な情報について全体に公開	—



＜要望＞〇〇機能の利用について接続ルールの対象にしてもらいたい

接続ルールの対象とするためには・・・↓

①当該機能を提供する設備が第二種指定電気通信設備であることが必要

Point1

当該設備が、第二種指定電気通信設備ではない場合

当該機能を提供する設備が、他の電気通信事業者の電気通信設備との**適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備(第二種指定電気通信設備)**に該当するか。

②加えて、当該機能が接続料設定の対象機能となっていることが必要(料金が発生する場合)

Point2

接続料が設定されていない場合

第二種指定電気通信設備に指定された設備であっても、直ちに特定の機能の接続料設定が義務付けられるわけではない。**接続料を設定すべき機能としてあらかじめ定めておくことが必要か**(☞アンバンドルの仕組みをどう考えるか)。

アンバンドル規制が必要

すべてを事業者間協議に委ねるのは、迅速な事業展開が困難。また、すべてを紛争処理手続に委ねるのも現実的ではない

(日本通信等)

アンバンドル規制は不要

事業者間での合意形成が基本。合意形成が図られない場合でも、事後的な紛争処理で解決する現行の仕組みで十分対応可能

(NTTドコモ、KDDI)

- 電話のような双方向通信では、ネットワークを相互に接続した上で、それぞれの事業者が自網発通信にエンドエンド料金を設定して（接続料を互いに支払って）サービス提供をすることが基本となるため、電話に係る機能については、指定電気通信事業者にも接続料を設定する誘因が働きやすいと考えられる。
- 他方、加入光ファイバなど、指定電気通信事業者が接続事業者に対し一方的に貸し、接続事業者が指定電気通信事業者から一方的に借りる関係になる機能については、電話に係る機能に比べると、接続料を設定する誘因が働きにくいと考えられる。
- アンバンドルに係る検討に際しては、このような機能の特性等に留意しつつ、MVNOの出現等による接続ニーズの多様化等の環境変化を踏まえることが必要となるのではないかな。

接続料を互いに支払うサービスに係る機能の例
（☞互いに利用者料金を設定するサービス）

接続事業者のみが接続料を支払うサービスに係る機能の例
（☞接続事業者のみが利用者料金を設定するサービス）

比較的働きやすい

接続料を設定する誘因

比較的働きにくい

固定通信

<ひかり電話>

■IGS接続機能（ひかり電話網・NGN）

■中継局接続機能（NGN）

<固定電話>

■IC接続機能（PSTN）⇒※当初は、接続事業者（長距離事業者）のみが接続料設定

■GC接続機能（PSTN）

<アクセス回線>

■ラインシェアリング、ドライカッパ、加入光ファイバ

<装置類>

■メディアコンバータ、局内スプリッタ、OLT

<中継伝送・交換機能>

■收容局接続機能（地域IP網・NGN）

移動通信

■音声通話機能（NTTドコモ・KDDI）

日本通信とNTTドコモの間で
紛争事案となった機能
（07.11 総務大臣裁定）

■直収パケット接続機能（NTTドコモ）

逆ざや問題、ビル＆キープ方式

アンバンドルの問題

公式サイトと一般サイト

- 携帯サイトには、携帯事業者が承認を与えた「公式サイト」とそれ以外の「一般サイト」が存在。公式サイトの審査基準は、各携帯事業者が独自に設定。
- 携帯電話事業者が、公式サイトを運営する事業者に対してのみ提供を行う機能(例:コンテンツ情報料の回収代行等)が存在。

公式サイト

- ・公式サイトとして運営するためには、各携帯電話事業者が設定する基準を満たした上で、携帯電話事業者に企画書等の提出を行い、承認を得る必要がある。

■ 携帯電話事業者が定めている基準の一例

- ・利用者にとって分かりやすく、使いやすいサービスであること。
- ・利用者が安心して利用できるサービスであること。
- ・関係法規に違反するものでないこと。
- ・青少年の健全な育成を妨げるものでないこと。

■ 一方で、次のような制限を定めている事業者も存在

- ・携帯電話事業者のビジネスとしての総合的判断から掲載を断る場合がある。
- ・コンテンツ提供事業者には安定的かつ継続的にコンテンツを提供しうる経営基盤が必要
- ・広告掲載は、携帯電話事業者の定める広告掲載基準を遵守 等

一般サイト

- ・コンテンツ提供事業者が自由にサービス提供可能。
- ・携帯電話事業者は、サイトの内容に関与しない。

携帯事業者ポータルへの掲載

コンテンツ情報料の回収代行

携帯事業者ポータルへの掲載なし

コンテンツ情報料の回収代行不可

GPS位置情報継続提供

広告について一定の制限

GPS位置情報継続提供不可

自由な広告掲載

コンテンツ変更に承認必要

コンテンツ料につき回収代行利用義務

コンテンツ変更に承認不要

回収代行の利用義務なし

現状では、公式サイトであることと、携帯電話事業者による機能提供が基本的に一体のものとして運用されているが、利用者利便の向上を図る観点から、個別の機能に着目した個別の審査を行うこと等により、多様な主体による機能の利用を促進することについてどのように考えるか。

- SMS(電話番号を用いたメール)については、国内では、同一の携帯電話事業者内のユーザ間においてのみ送受信が可能。
- 事業者間での通信方式の差異や費用負担の在り方等の問題はありますが、**他の携帯電話事業者のユーザとの間でもSMSを可能とするため、SMS接続機能を実現することについてどのように考えるか。**

3GPP2勧告仕様

SMSの現状

3GPP勧告仕様

海外事業者

二種指定

KDDI

SMS

二種指定

NTTドコモ

SMS

イー・モバイル

SMS

ソフトバンクモバイル

SMS

海外事業者A

海外事業者B

海外事業者α

■既に携帯事業者間で協議を開始。ただし、技術基準やサービス基準、設備改修コスト等の取扱いの**検証が必要**

■迷惑メールの急増、技術基準等のすりあわせ、ユーザニーズの**検証が必要**

■新規参入事業者の立場からは、**早期に実現してもらいたい**

■昨年10月より協議を開始しているが、約5ヶ月間表面的な協議に終始し、実質的に進展がない状況。**行政等が仲介役として、目標とする実施時期等の方針を決定してもらいたい**

各社のSMSサービス		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンクモバイル	イー・モバイル
文字数(全角)		70文字	50文字	70文字	70文字
送信料金 (1通・税抜き)	国内	5円	0円、3円	0円、3円、5円	0円、2円
	国際	50円	—	100円	—
受信料金		無料	無料	無料	無料
絵文字		利用可	利用可	利用可	利用可

- 利用者が携帯電話事業者を変更した場合、メールアドレスを引き継ぐことはできないが、携帯電話事業者間で、例えば一定期間メール転送を相互に実施することにより、利用者は変更後の携帯電話端末でメールの受信が可能。**携帯電話のEメール転送の実現についてどのように考えるか。**

携帯電話事業者の変更

A携帯電話事業者

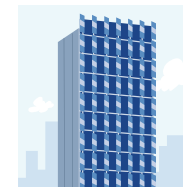
携帯電話事業者
変更

B携帯電話事業者

090-XXXX-XXXX
1234@▲▲▲.ne.jp090-XXXX-XXXX
abcd@●●●.ne.jp

ナンバーポータビリティ制度により
電話番号の移転はできても、メール
アドレスの引き継ぎはできない。

メール転送の実施

旧アドレス
1234@▲▲▲.ne.jp
あてメール新アドレス
abcd@●●●.ne.jp へ転送

A携帯電話事業者



B携帯電話事業者

受信



事業者間協議では解決困難。行政等が仲介役として実施時期等を決定してもらいたい

- メール転送等、競争促進に寄与するサービスは、競争促進を望まない事業者もあり、その実施有無等について**事業者間協議で合意を得にくい状況**。**行政等が仲介役として目標とする実施時期等の方針を決定してもらいたい**(SB)

- メール転送は、顧客流動性を高めるため、存するメリットは明確ですが、**既に多くの契約を有している事業者にとっては、自社の解約者向けサービスとなるため、導入インセンティブが働きにくく、事業者の利益が一致しづらい傾向**。事業者間の協議では解決が難しい側面がある(イー・モバイル)

事業者間協議だけで解決しにくい問題はないが、複数の課題があると認識

- **現在のところ、事業者間協議だけでは解決しにくい問題はないが、契約がないユーザの顧客情報管理と料金回収方法、メールアドレス登録や複数回移転した際等のユーザにおける対応方法等の課題**があると認識(NTTドコモ)

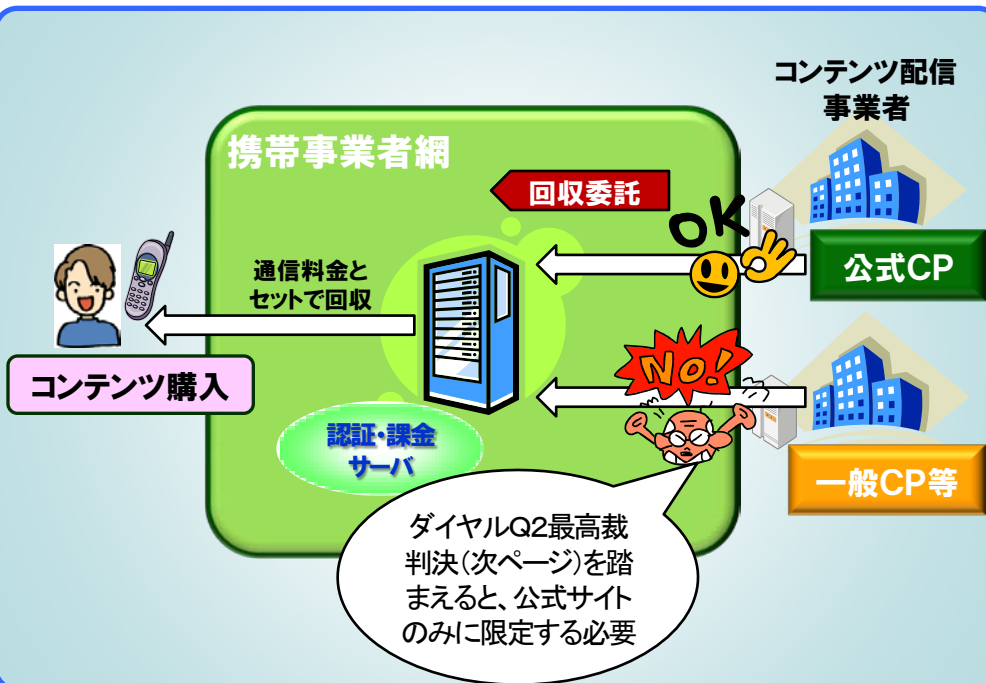
- Eメールの転送に関しては、事業者間での協議が緒についたところですが、例えば、**第三者が無断で他人のメールを転送できないセキュリティの高いシステムを構築しなければ、かえってお客様の利便性の低下を招くこととなります**。そのため、上記のようなサービスの検討においては、**必要なスペックと、最終的にはお客様に負担いただくことになる設備改修等のコストとのバランスに配慮し、最もお客様の利益に適う方法を慎重に判断する必要があります**と考えます(KDDI)

① 携帯事業者の課金機能・回収代行機能の開放

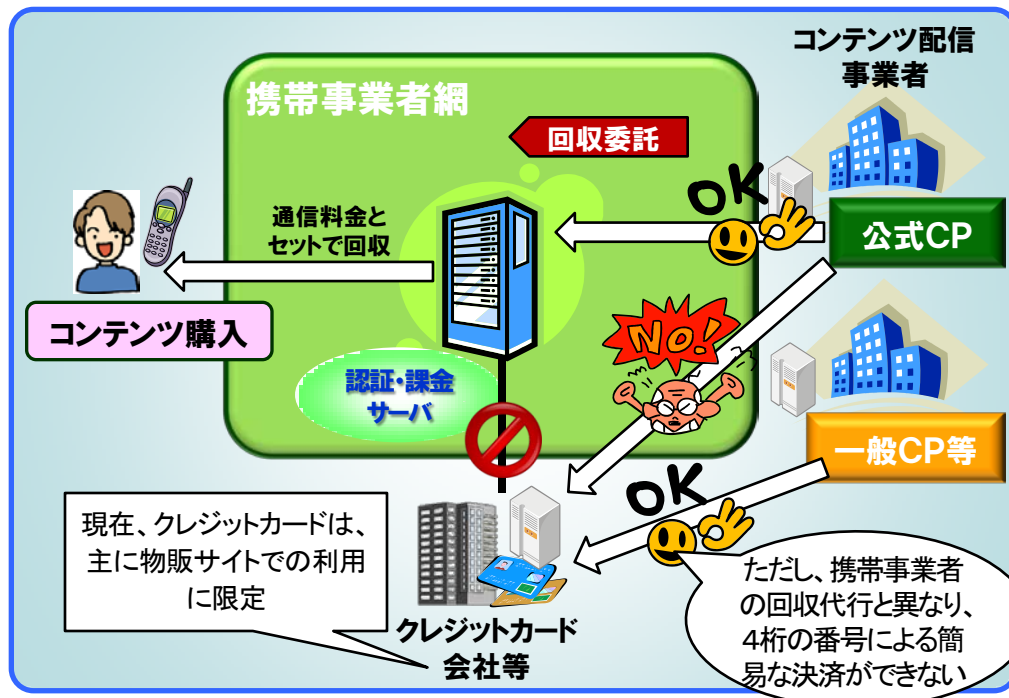
■公式サイトに登録していない事業者（一般サイト）は、コンテンツ情報料について携帯事業者の課金機能・回収代行機能を利用できない。公式サイト登録事業者のみが、これらの機能を利用可能。

② 課金機能・回収代行機能の多様化

■公式サイト上のコンテンツ情報料については、携帯事業者の課金機能・回収代行機能以外の利用が認められておらず、他の決済手段が利用できない。



■携帯電話事業者による課金機能・回収代行機能は、クレジットカード等を必要としない簡易な決済手段であり、また、携帯電話事業者は、通信契約に係る個人情報を利用できる立場にあることを踏まえ、携帯電話事業者の課金機能・回収代行機能について、公式サイト以外の事業者に開放することについてどのように考えるか。



■携帯電話事業者以外のコンテンツ情報料の回収を行う事業者が、利用者に簡易な決済手段を提供するため、携帯電話事業者から必要な情報提供を受けられるようにすることについてどのように考えるか。個人情報保護等の観点から留意すべき事項はあるか。

■公式サイト上の登録事業者が、コンテンツ情報料の回収について、携帯電話事業者の回収代行以外を利用できない点についてどのように考えるか。

■ ダイヤルQ2最高裁判決

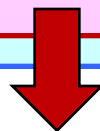
平成13年3月27日最高裁判所第三小法廷判決 平成7年(オ)第1659号（通話料金請求事件）

《要旨》

平成3年当時に、加入電話契約者の承諾なしにその未成年の子が利用したQ2情報サービスに係る通話料につき、NTTが加入電話契約者に対してその金額の5割を超える部分の支払を請求することが許されないとされた事例。

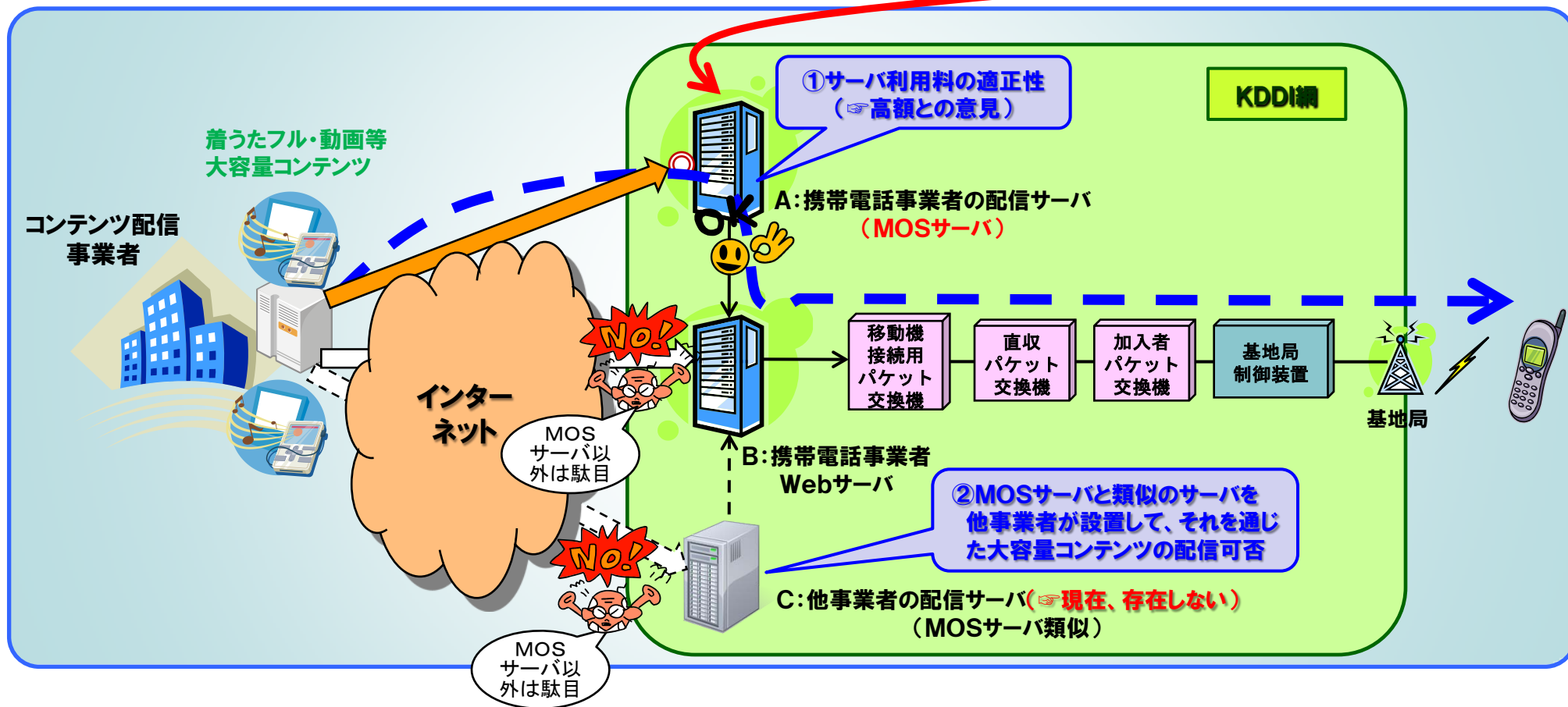
《判決理由(抜粋)》

ダイヤルQ2事業は電気通信事業の自由化に伴って新たに創設されたものであり、Q2情報サービスは当時における新しい簡便な情報伝達手段であって、その内容や料金徴収手続等において改善すべき問題があったとしても、それ自体としてはすべてが否定的評価を受けるべきものではない。しかし、同サービスは、日常生活上の意思伝達手段という従来の通話とは異なり、その利用に係る通話料の高額化に容易に結び付く危険を内包していたものであったから、公益的事業者である上告人【※NTT】としては、一般家庭に広く普及していた加入電話から一般的に利用可能な形でダイヤルQ2事業を開始するに当たっては、同サービスの内容やその危険性等につき具体的かつ十分な周知を図るとともに、その危険の現実化をできる限り防止するために可能な対策を講じておくべき責務があったというべきである。本件についてこれを見ると、上記危険性等の周知及びこれに対する対策の実施がいまだ十分とはいえない状況にあった平成3年当時、加入電話契約者である被上告人が同サービスの内容及びその危険性等につき具体的な認識を有しない状態の下で、被上告人の未成年の子による同サービスの多数回・長時間に及ぶ無断利用がされたために本件通話料が高額化したというのであって、この事態は、上告人が上記責務を十分に果たさなかったことによって生じたものということができる。こうした点にかんがみれば、被上告人が料金高額化の事実及びその原因を認識してこれに対する措置を講ずることが可能となるまでの間に発生した通話料についてまで、本件約款118条1項の規定が存在することの一事をもって被上告人にその全部を負担させるべきものとするのは、信義則ないし衡平の観念に照らして直ちに是認し難いというべきである。そして、その限度は、加入電話の使用とその管理については加入電話契約者においてこれを決し得る立場にあることなどの事情に加え、前記の事実関係を考慮するとき、本件通話料の金額の5割をもって相当とし、上告人がそれを超える部分につき被上告人に対してその支払を請求することは許されないと解するのが相当である。



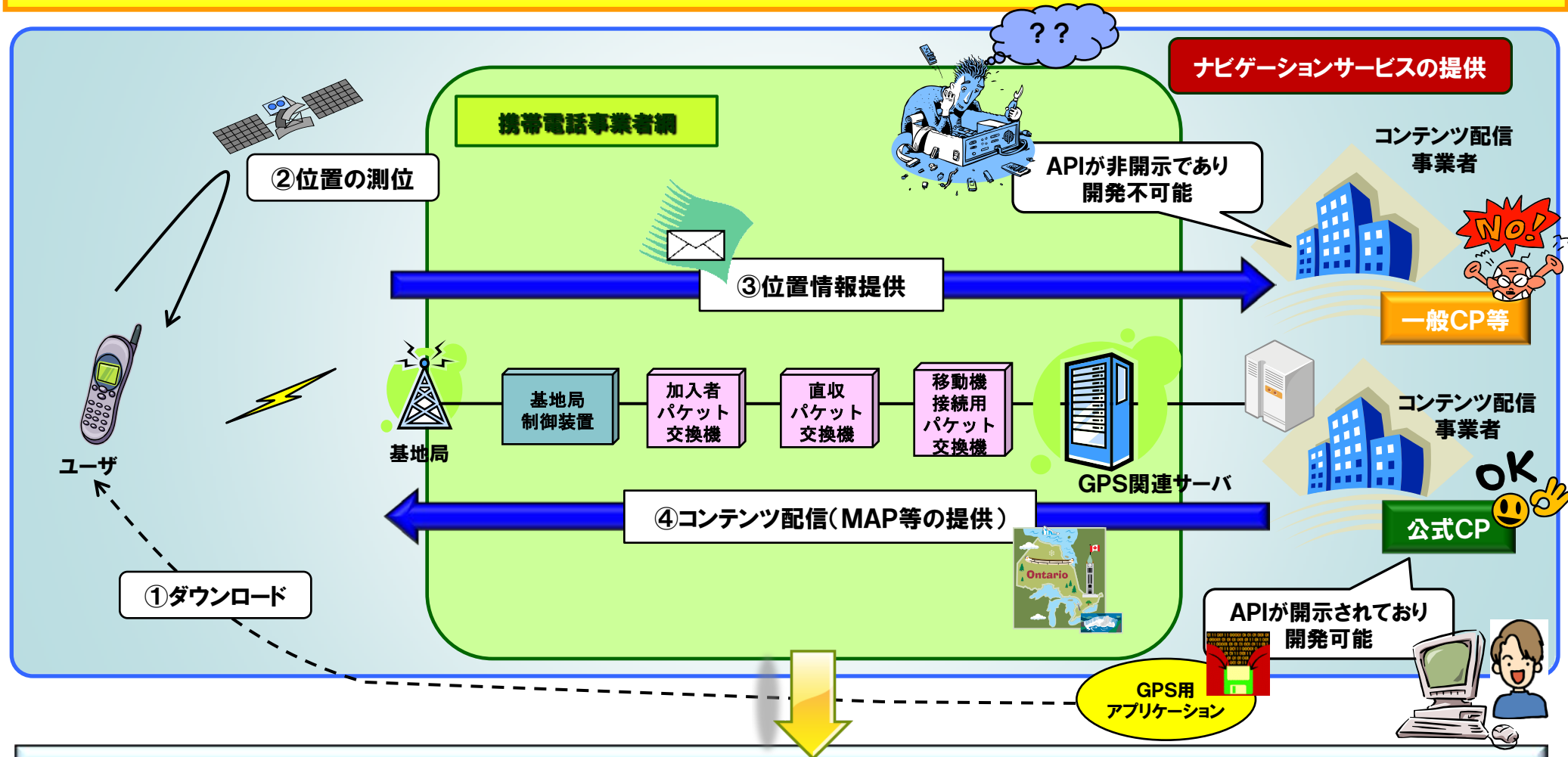
携帯電話事業者による審査を経ていないCP等に対する回収代行機能の開放を行う場合、上記判決に記された危険の現実化を防止するための対策をどのように確保するのか。

コンテンツ配信事業者は、着うたフル・動画等の大容量コンテンツの配信について、携帯電話事業者のMOSサーバ(KDDI)の利用が義務付け



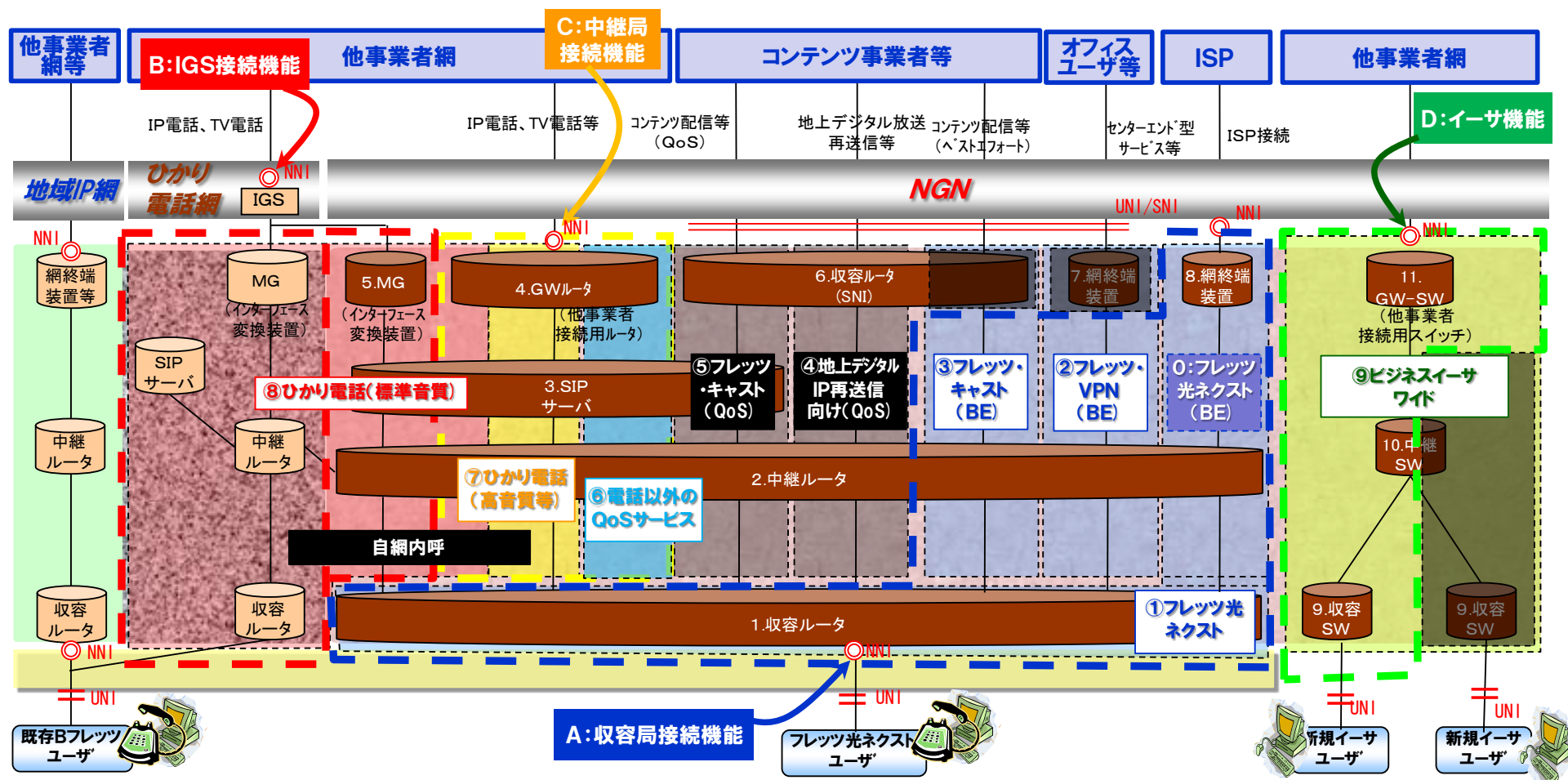
- 一部の携帯事業者が、大容量コンテンツの配信に自社サーバ(MOSサーバ)の使用を義務付けているのは、大容量コンテンツの流通によるネットワークへの負荷への対応及び違法コンテンツの排除を目的としている一方、他事業者は、そのような配信サーバの限定を行っていないこと等を踏まえ、
- ①MOSサーバは、現在、第二種指定電気通信設備に該当していないが、大容量コンテンツを配信する際に当該サーバの利用が不可欠となっている状況にかんがみ、当該設備の利用の公平性・適正性を図る観点から講じるべき措置はあるか。
 - ②また、大容量コンテンツ配信機能の多様化を図る観点から、例えば、携帯電話事業者の確認等を得て、他の事業者がMOSサーバ類似のサーバを設置し、これを通じた大容量コンテンツの配信が可能となるような仕組み等を整備することについてどのように考えるか。

■GPSと連携して測位した位置情報は、ナビゲーションサービス等を行う上で必要不可欠であるが、携帯電話事業者からAPI(Application Programming Interface)を開示してもらいアプリケーションを開発した上で、携帯電話網を通じた位置情報の継続的な取得ができないと、サービスの提供ができないことになる。



■携帯電話事業者は、個人情報保護等の観点から、位置情報の継続提供機能は、基本的に公式サイトに登録した事業者のみに利用可能としている。この点、位置情報は個人情報に該当するものの、位置情報を提供するか否かはユーザーの意思により選択できること等を踏まえ、公式サイトの登録事業者以外の事業者に対する**位置情報継続提供機能のオープン化についてどう考えるか。個人情報保護等の観点から留意すべき事項はあるか。**

- **08年3月の情報通信審議会答申を踏まえ**、同年7月に関係省令等が改正され、NTT東西のNGN及びひかり電話網は、第一種指定電気通信設備に指定されるとともに、「**A:収容局接続機能**」、「**B:IGS接続機能**」、「**C:中継局接続機能**」、「**D:イーサネット接続機能**」の4機能がアンバンドルされた。
- **他方、回線認証機能等のアンバンドルについては**、具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階では、その要否の判断は時期尚早とされたが、今後これらの機能を用いたサービスが、サービス競争上重要性を増すと考えられることから、**NGNが実装する機能であるかどうかを検証した上で**、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要とされた。



②NGNにおけるGC接続類似のアンバンドル

NGNユーザのひかり電話・インターネット接続サービス等の選択可能性が増加

■固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、NTT東西殿のNGN利用者においても複数の事業者のネットワークを選択し得るサービスを提供可能とすべく、NTT東西殿のNGNのアンバンドルを図るべきと考えます。これにより、NTT東西殿のNGN利用者はNTT東西殿のひかり電話以外のIP電話サービスを利用することが可能になると考えます(SB)

■NGNにおける新たな接続形態として、各NTT東西-GC局におけるNGNフレッツネクストとの接続を要望させて頂いております。

※【参考資料】NGNのアンバンドル例(GC接続)(別添参照)

本接続の実現によって、現行のADSL接続事業者は既存のNWを活用しフレッツネクストユーザにインターネット接続機能の提供が可能となり、PSTNからIP網への移行検討がスムーズに行うことができと考えます。あわせて、現在NTT東西殿の独占化が強まっているFTTH市場における競争活性化による市場拡大にもつながると考えます。

このように事業者が柔軟なネットワークを構築できる環境を整備することが、シンプルで安い高速インターネット接続から様々な機能を付加した高品質なネットワークまで、利用者にとって様々なサービスを選択できることにつながる考えます(イー・モバイル)

PSTNと競争構造が異なり、また多額なコストもかかるので、NGNにマイライン導入は不要

■マイラインは、アクセス設備が当社の固定電話しかなく、他事業者様が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代に、中継電話サービスの競争を促進する観点から導入されたものであると認識しています。

しかしながら、その後、固定電話市場においても、CATV電話やドライカットパ電話等の直収電話サービスの登場により、他事業者様は独自のネットワークを構築し、当社の固定電話に依存することなく、お客様を獲得できる競争に変容してきており、マイラインの契約者数自体、減少しています。

まして、ブロードバンド市場(IP電話市場)では、DSL、FTTH、CATV、WiMAX等の高速無線アクセスなど、多様なアクセス手段が存在しており、他事業者様は、NGN等当社のIPネットワークに全く依存することなく、IP電話を含めたブロードバンドサービスを提供しています。特に、首都圏では、アクセス回線を含め熾烈な設備ベースの競争が展開されています。

このように、ブロードバンド市場(IP電話市場)における競争構造は、マイラインを中心としたPSTNの競争構造とは大きく異なっており、NGNにPSTN時代に導入されたマイラインを導入する必要はないと考えます。

仮に、当社のNGNにマイラインやGC接続等を導入とした場合には、現在、NGNの収容ルータには振り分け機能がないことから、多額の費用をかけて特注のルータや装置等を開発・導入する必要があると想定され、コスト高となり、低廉なブロードバンド(IP電話)サービスの提供に支障が生じることから、NGNにマイラインを導入することは適切ではないと考えます(NTT東西)

③その他

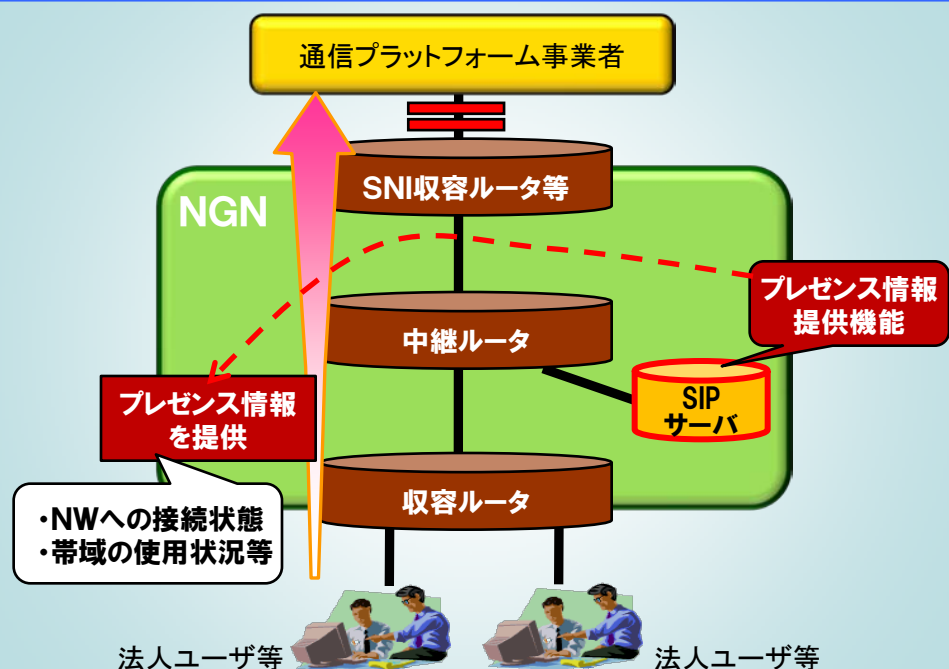
NNI接続でコンテンツ配信が可能となるようにすべき

■接続事業者に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者とNTT東西とのNNI接続を経由し、NTT東西の利用者向けに「マルチキャスト配信／ユニキャスト配信」を提供可能となるようにするとともに、NTT東西に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者とNTT東西のNNI接続を経由して、接続事業者の利用者向けに同様のサービスが提供可能となるようにすべき(SB)

②固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

①プレゼンス情報提供機能のアンバンドルのイメージ

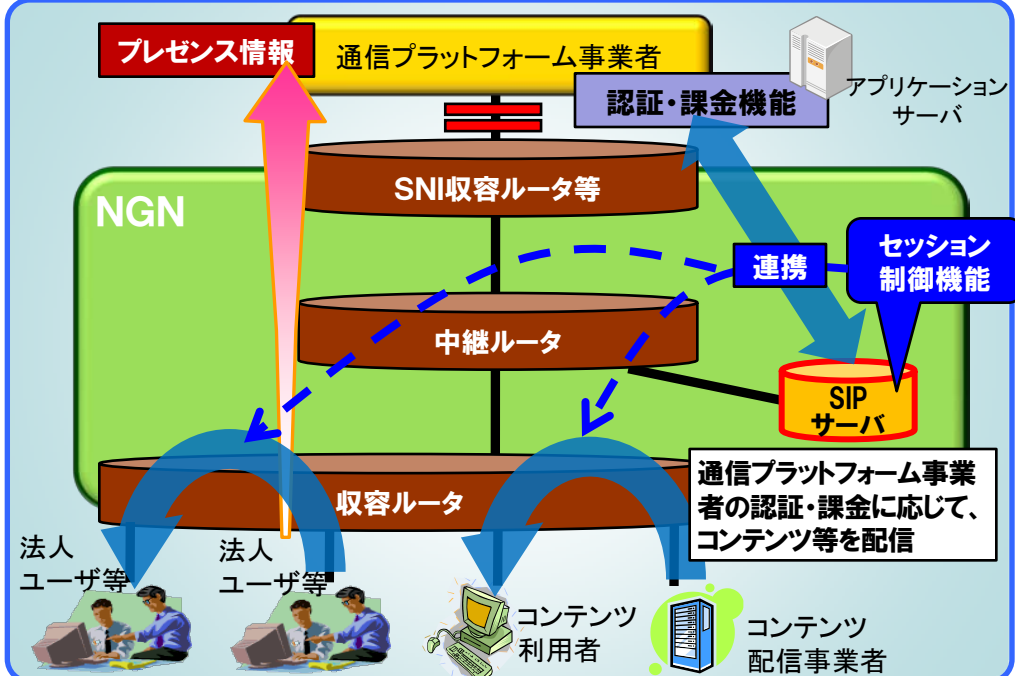
- SIPサーバが保有する法人ユーザ等のプレゼンス情報(ネットワークに接続しているか、帯域に空きがあるか等)を通信プラットフォーム事業者に対して提供する機能



- プレゼンス情報提供機能については、通信プラットフォーム事業者の問い合わせに応じて、SIPサーバが把握しているユーザ情報を返答する機能であり、NGNのネットワークに直接影響を与えるものではないと考えられる一方、当該機能の実現に伴うシステム改修等の費用負担が生じることを踏まえ、そのアンバンドルについてどのように考えるか。

②セッション制御機能のアンバンドルのイメージ

- 通信プラットフォーム事業者とNGNのSIPサーバが連携してNGNの2地点間(コンテンツサーバとコンテンツ利用者等)の間にセッションを開くことを可能とする機能



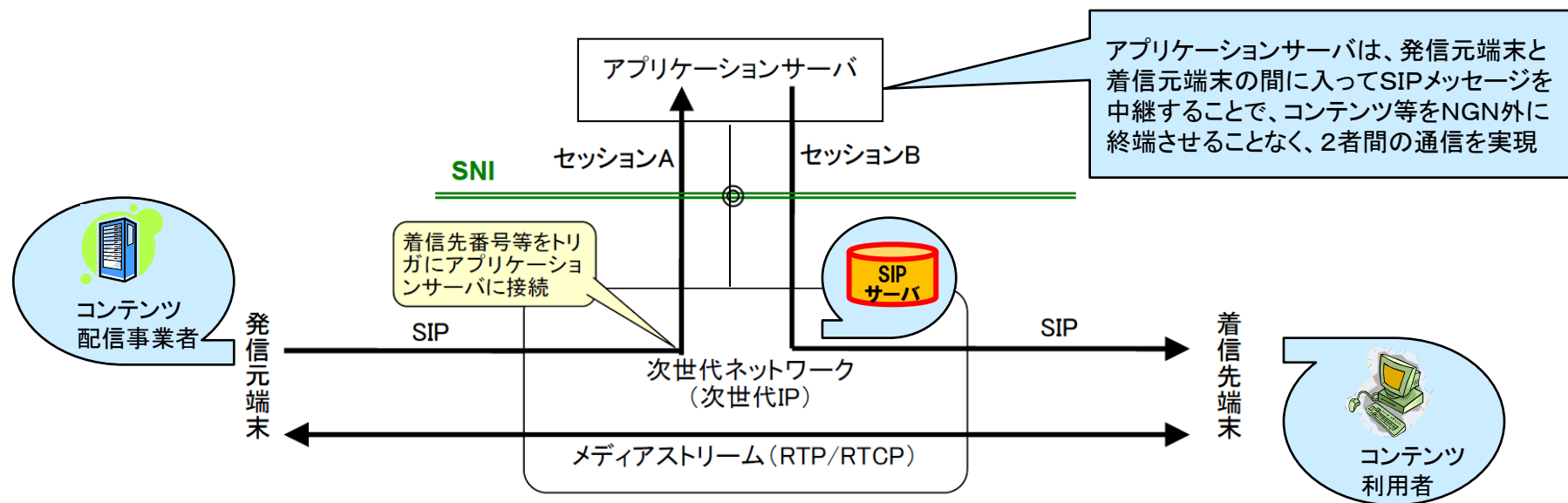
- セッション制御機能のアンバンドルには、例えば以下の課題等が想定
- ① SIPサーバに対して、同時に複数の指示が来た場合にどのようにセッション制御を行うか
 - ② NGN外からの指示に基づき、通信当事者に無確認でSIPサーバがセッションを開閉することは、セキュリティやプライバシーの観点で課題がないか
 - ③ 当該機能の実現に伴うシステム改修等の費用負担
- 他方、①、②は、法人ユーザ等一定の使用 방법에限定すること等により解決可能とも考えられる。これらを踏まえ、セッション制御機能のアンバンドルについてどのように考えるか。

＜参考＞NTTが公表した技術資料(2006年7月)

- **2006年7月にNTT持株及びNTT東西が公表した技術資料においては**、「メディアを終端しない通信機能について」として、**下記のような通信形態を提供することを前提に、今後実現方式の検討を行うこととされていたもの。**
- **当該形態については、「②セッション制御機能のアンバンドル」の形態に類似**しているが、NTT東西においては、現在のところ接続事業者から具体的な要望も上がってきておらず、実現に向けた課題も存在することから、検討を開始していない状況である。

「フィールドトライアル版次世代ネットワークインタフェース資料 -次世代IP アプリケーションサーバ・網インタフェース(SNI)-」(2006.7.21)抜粋

IMS モデル(ITU-T 標準ベース)ではANI(アプリケーション・ネットワーク・インタフェース)として、メディアストリームを終端しないParlay*1 等による形態が想定されているが、現時点ではParlay 等の実装例が少ないため、アプリケーションサーバにSIP B2BUA*2 を適用し、**メディアストリームを終端しない通信形態を提供することを前提に、今後、実現方式の検討を行う。**

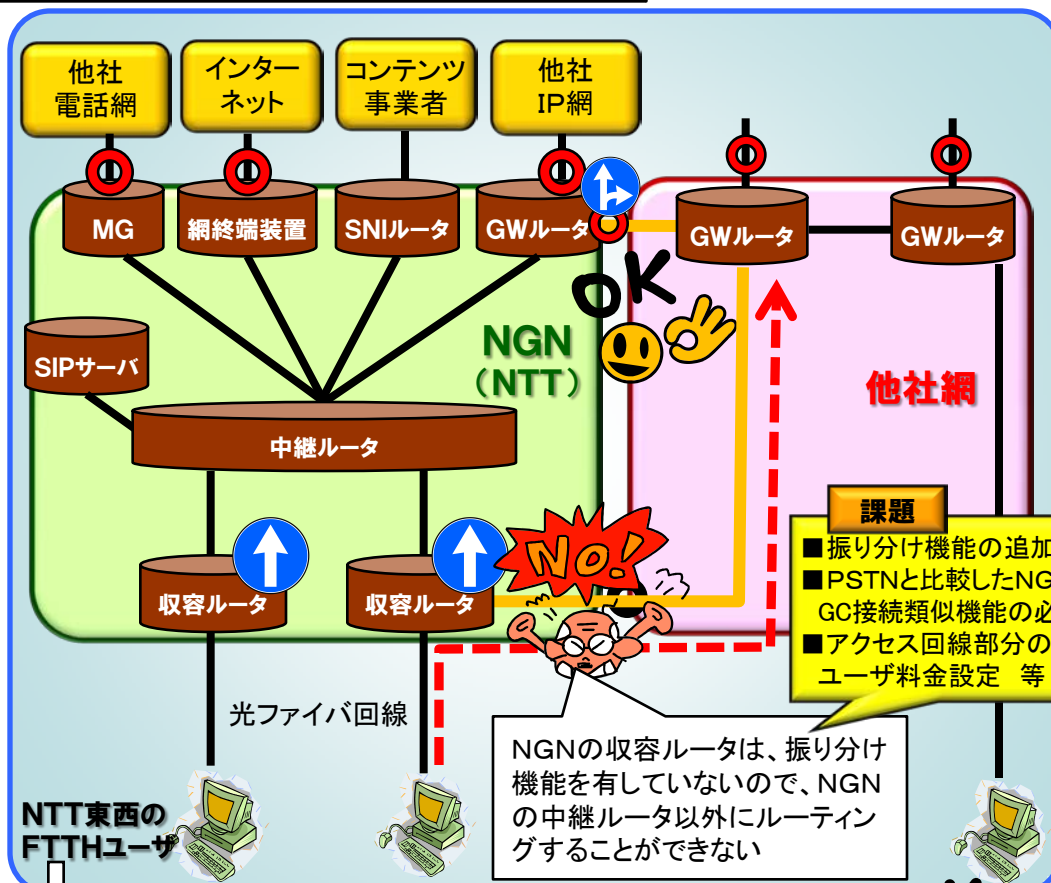


*1 Parlay: ネットワークに関するサービスやアプリケーションのためのオープンAPI(Application Programming Interface)の標準化を進める団体であるParlay グループで規定されているAPI を指す。

*2 B2BUA (Back to Back User Agent): セッションを確立する2つのSIP-UAの間に入ってSIPメッセージを中継するために、それぞれのSIP-UAに対して自身がSIP-UAとして動作するエンティティ。

② 固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

GC接続類似機能のアンバンドルのイメージ

NTT東西の光ファイバ回線
(アクセス回線)

+

NTT東西のNGN
(中継網)

→

NTT東西の光ファイバ回線
(アクセス回線)

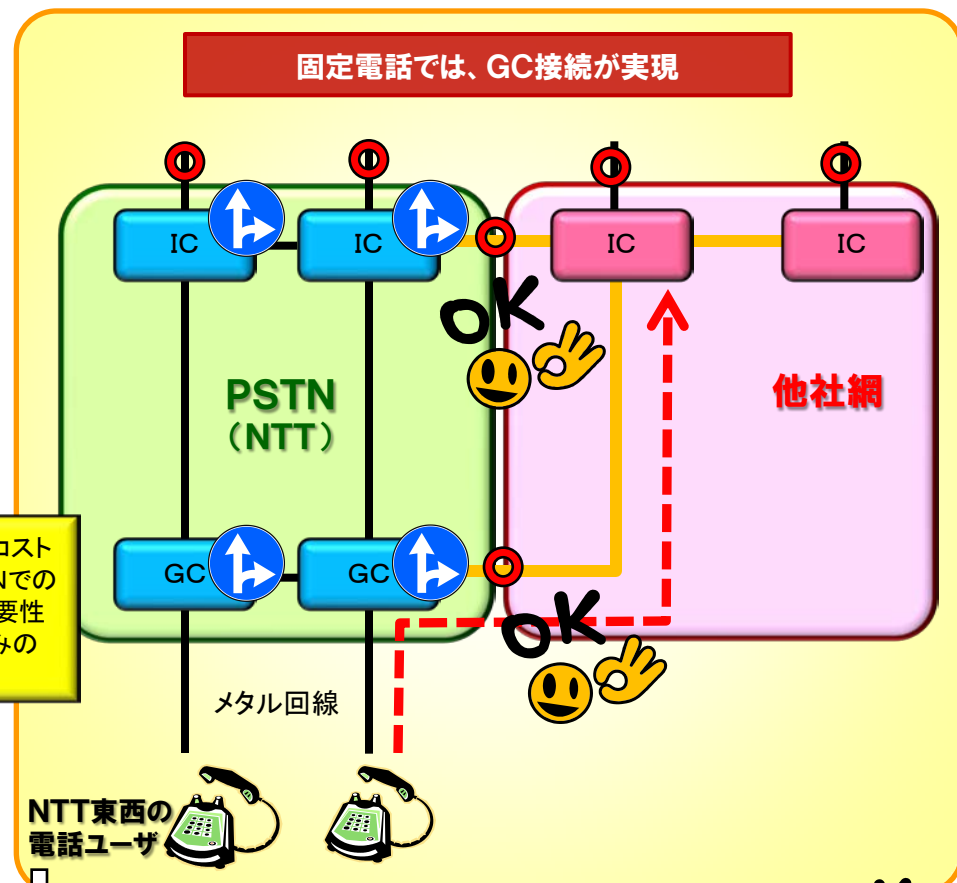
+

他社網
(中継網)

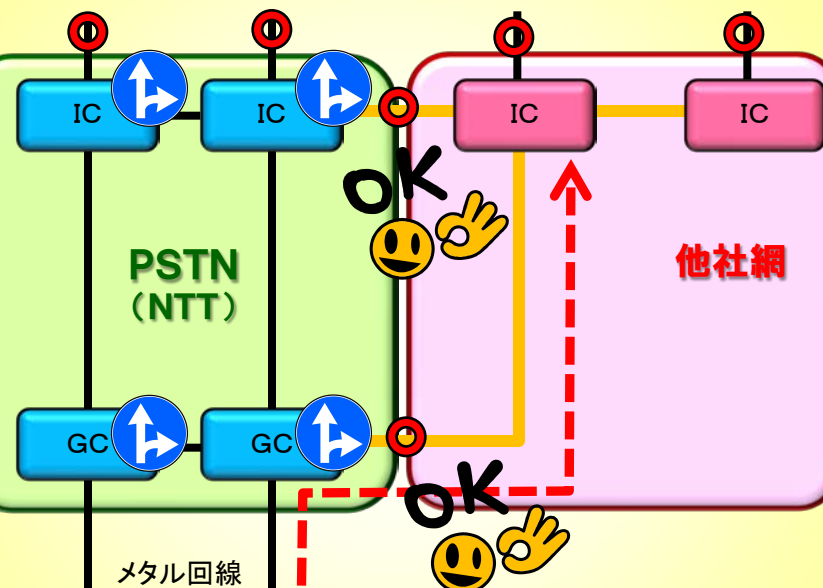
→



NGNでは、PSTNよりも、アクセス回線での競争が重要性を増している
(アクセス回線と中継網が一体となった競争。ユーザ料金もアクセス回線だけの料金は存在しない)



固定電話では、GC接続が実現

NTT東西の
電話ユーザNTT東西のメタル回線
(アクセス回線)

+

NTT東西のPSTN
(中継網)

→

NTT東西のメタル回線
(アクセス回線)

+

他社網
(中継網)

→



当該形態で、接続事業者によるマイライン等が提供

紛争処理委員会の紛争処理機能の強化等

■通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者等は、電気通信設備を用いているが、電気通信回線設備は設置せずに事業を行っている者が多いと考えられる。電気通信事業法上、これらの者は、電気通信事業を営んでいるものの、登録・届出は不要（≠電気通信事業者）であり、同法の適用除外の位置付け（法第164条第1項第3号）とされている。

ただし、これらの事業者については、例外的に、検閲の禁止（法第3条）・通信の秘密（法第4条）の規定が課されるほか、ドミナント事業者（禁止行為等規定適用事業者：NTT東西とNTTドコモ）による業務への不当な規律・干渉の禁止（法第30条第3項第3号）規定で保護される対象とされている。

1) 電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業法に基づき、原則、当事者がともに電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされているため、**電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間で接続等に関する紛争事案が生じて、同委員会の紛争処理の対象とはならない。**

IP化の進展等に伴い、**通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、今後、これらの市場との関係でも接続等に関する紛争事案が増加すると考えられることを踏まえ、迅速かつ円滑な紛争処理を確保する観点から、電気通信事業者とこれらの事業者間の紛争事案を同委員会の紛争処理機能の対象とすることについてどのように考えるか。**

2) 電気通信事業は営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている**通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者について**、今後、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場の拡大が見込まれる中で、**電気通信事業者でないことに起因する不利益を回避する観点から、電気通信事業法に関して検討すべき課題はあるか。**

3) その他、紛争処理機能の強化等について検討すべき事項はあるか。

各事業者の意見

①通信プラットフォーム事業者等を紛争処理機能の対象とすることについて

紛争処理機能の対象とすべき

■通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信事業の公正な競争環境を整備するためには、**主要なプレイヤーである「電気通信回線設備を設置せず配信サーバ等の電気通信設備を利用して事業展開を行う事業者」も**電気通信事業者と同様に**電気通信事業法上の紛争処理の対象とすべき**である（MCF）

■**迅速かつ円滑な紛争処理のため**、電気通信事業者と通信プラットフォーム事業者等との間の**紛争事案追加は必要**（STNet）

対象範囲の拡大基準の明確化の整理等が必要

■現行の事業法上、紛争処理は電気通信事業者間の紛争処理の解決スキームと位置付けられているところ、**コンテンツプロバイダ等に対象範囲を広げるに当たり、どこまでその対象範囲を拡大するかといった基準の明確化や法の適用範囲の整理等が必要**（NTTドコモ）

一般的な紛争処理手段での解決を原則とすべき

■電気通信事業者に該当しない事業者に関する紛争事案は、**現行の一般的な紛争処理手段を用いて解決することを原則とすべき**（KDDI）

②通信プラットフォーム事業者等について事業法上検討すべき課題

事業法上の接続ルールが適用できるようにすべき

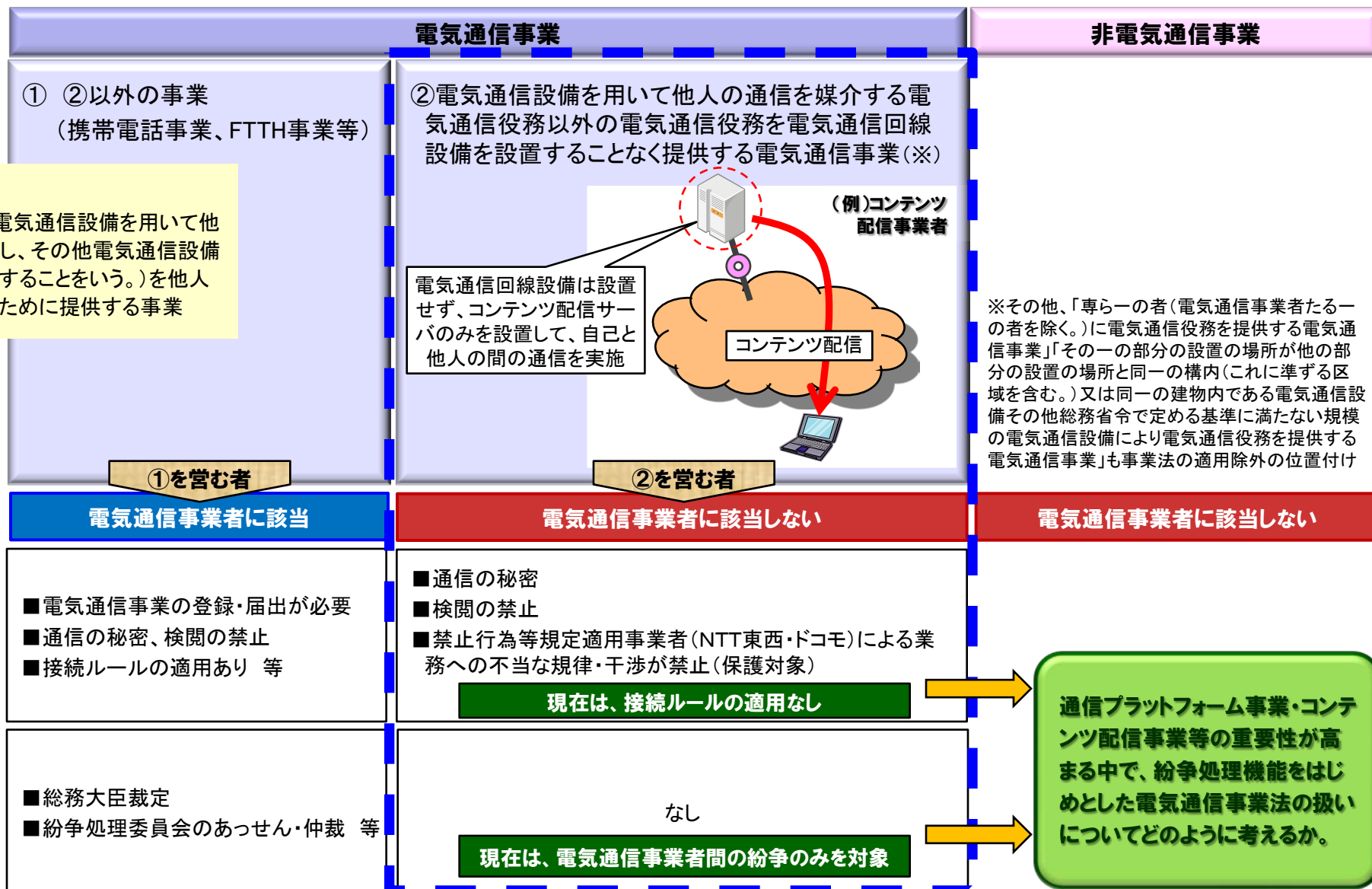
- 回線を設置せず配信サーバ等を利用して事業展開を行う者等も、事業法上の接続ルールが適用できるようにすべき。そのため、当該者の新区分を含めて検討すべき (MCF)
- 「非電気通信事業者」として事業法上の不利益を回避する観点から、「電気通信事業者」として適用されるなど事業法改正等の検討が必要 (STNet)

③その他検討すべき課題

土地等の使用に関する紛争事案も、紛争処理委のあっせん・仲裁等を可能とすべき

- 「新競争促進プログラム2010」では、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱い範囲の拡充にも可能な限り速やかに所要の制度整備を行う方針が示されている。この点も含め、対処がなされるよう検討すべき (SB)

- コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業は、電気通信事業法の適用除外（一部規定は適用）の電気通信事業に該当（≠電気通信事業者）。
- このように、電気通信事業は営んでいるが、現在、電気通信事業者に位置付けられていない者（コンテンツ配信事業者等）の電気通信市場における重要性が高まる中で、当該者に関し、紛争処理機能をはじめとした電気通信事業法上の扱いについてどのように考えるか。



■ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金での設定が義務付けられている。他方、接続事業者側は、当該均一料金とは無関係に任意に接続料が設定可能であるため、接続料で利益を稼ぐことを目的として、不当に高額な接続料を設定することを懸念する意見がNTT東西から示されているところである。

① 接続料で利益を稼ぐことを目的として、「不当に高額な接続料」を請求することは、電気通信事業法に規定する接続の拒否事由(法第32条第2号)に該当する可能性があると考えられるが、どうか。

② この場合、「不当に高額な接続料」の判断基準として何が考えられるか。以下の点についてどのように考えるか。

ア コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が義務付けられていない事業者は、当該義務付けがある事業者との関係では、自らの接続料を低廉化して請求するインセンティブが働きにくいこと

イ 高額な接続料を設定する接続事業者については、当該事業者向け利用者料金にその分転嫁することの適否や転嫁する場合の利用者への影響

各事業者の意見

①接続の拒否事由への該当性

拒否事由に該当

■ 音声通信サービス相互の接続で、当面、現行の接続料精算方式を採用する場合に生ずる、規制のない相手事業者の接続料水準との間の逆ざやについては、相手事業者の接続料が不当に高額であれば、少なくとも事業法第32条に基づき接続拒否できるとすべき(NTT持株)

■ 電気通信事業法上、接続拒否事由に該当すると考える。二種指定事業者以外でも、約2,000万契約を持つ事業者が存在しており、当該事業者と接続を行わないという選択肢は取り得ず、接続料等の協議で不当に高額と思われる接続料を受け入れざるを得ないといった問題が発生している(NTTコミュニケーションズ)

「水準差＝直ちに拒否事由」とすることは認められない

■ 接続料は、各事業者が個別に構築しているネットワークのコストや事業運営に係るコストをベースに算定するものである以上、ネットワークシステムの種類が大きく異なる固定事業者と携帯事業者間で差異が生じるのはもちろんのこと、同種のネットワークを有する事業者間においても、接続料の水準に差異が生じることが当然発生し得る事象。特に、携帯事業者間では、事業者ごとの事業規模、保有する周波数帯の差異に起因し、事業者間で水準に差異が生じてしかるべき。したがって、事業者間の接続料水準に差異が生じていることをもって、直ちにそれを接続の拒否事由にすることは認められない(SB)

拒否事由に該当しない

■ 「不当に高額な接続料」を請求する事業者は、一般的に市場支配力のない事業者と考えられ、かつそのような事業者が、「不当に高額な接続料」を請求しても、結局は、ユーザ料金の高騰を招いて自らの市場競争力を失うことは自明であることから、事業法第32条第2号の拒否事由に該当しない(MVNO協議会)

暫定的に接続料を支払い合わない接続も検討してもらいたい

■ 事業法に規定する接続拒否事由に該当するものとして取り扱うことが適当であるが、実際には、事業者間の接続料交渉がまとまらないことを理由に接続拒否を行い、利用者に迷惑をかけることはできないので、事業者間の接続料交渉がまとまるまでの間は、暫定的に相互接続料を支払い合うことなく接続することも検討してもらいたい(NTT東西)

遡及精算を行わない等の対応措置も、禁止行為規定違反でない認められるべき

■ ユーザ利便に多大な支障が生じる接続拒否よりも、事業者間の同等性を担保するため、例えば、低減後接続料を適用しない(遡及精算は行わない)等の対応措置も、「不当な差別的取扱い」に該当しないものとして認められるべき(NTTドコモ)

②「不当に高額な接続料」の判断基準

コストに照らして適正性を判断

- 接続料がコストに照らして適正か否かにより判断すべきであり、それを検証するために、現在規制の対象となっていない接続事業者も現行の会計データ等により検証に必要な算定根拠をオープンにすべき(NTT持株)
- 「不当に高額な接続料」となる可能性があるのは、次の3点。①接続料原価に比較して相当に接続料が高い、②営業費用相当分等を除いた利用者料金と比較して接続料が高く逆ざやとなっている、③接続する事業者によって設定接続料が異なることに起因して、接続事業者が同様のサービス提供を実現できない(イー・モバイル)

着信先によらない統一的なユーザ料金設定が可能

- 接続事業者のユーザ料金設定における支障度合いや経営状況に与えるインパクト等を踏まえ、ケースバイケースで判断されるべきであり、着信先によらない統一的なユーザの料金設定に支障を与えない範囲であることが必要(NTTドコモ)

判断基準を設けることは困難

- ネットワーク構成や設備規模等は事業者ごとに異なるため、一律に接続料の適正性を判断することは困難。したがって、接続拒否事由に該当するような「不当に高額な接続料」の判断基準を設けることも不可能(KDDI)
- 事業者ごとにネットワーク構成・規模等が異なるため、接続料の適正性については、一概に基準を設けることは困難。仮に事業者間で問題が生じた場合には、基本的には事業者間の協議にて解決すべき(ウィルコム)

接続料水準差の利用者料金へ反映は、事業者が自由に決定可能な事項

- 利用者料金に接続料水準差を反映させるか否かは、市場環境や利用者への影響等、様々な要素を考慮の上、料金設定権を有する事業者が自由に決定可能な事項。したがって、相手先事業者ごとに利用者料金が異なることになったとしても、特定の者に対して不当に差別的取扱いをするもの、社会的経済的事情に照らして著しく不相当といったものでない限り、基本的には事業者の自由な裁量に委ねられるべき(SB)

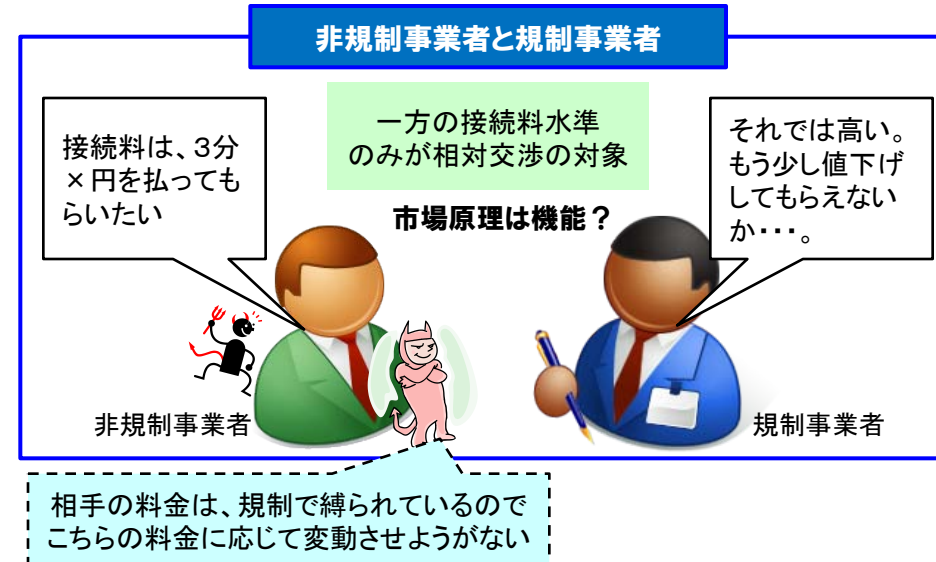
算定根拠等が公開されていないので、総務省で算定根拠等を提示させて適正性を検証してもらいたい

- 接続事業者の接続料に関する算定根拠等が公開されておらず、算定根拠等の提示をお願いしても応じて頂けない状況にあることから、接続事業者の接続料が「不当に高額」であるか否かを判断することができないと考えているため、接続事業者の接続料がひかり電話の接続料よりも高い水準にある場合において、当社が事業者間協議が整わないとして総務省に申出を行ったときは、総務省において、接続事業者から各年度ごとの会計データ等に基づく算定根拠等を提示させる等して、接続料の適正性を検証し、「不当に高額な接続料」とであると認められた場合は、これを是正する措置を講じてもらいたい(NTT東西)

代替案

不当に高額な接続料を受け入れざるを得ない問題が発生しており、当該事業者を二種指定事業者に指定し、公正な競争環境を整備すべき(NTTコミュニケーションズ)

問題の背景



事業者意見等の整理

「不当に高額な接続料」への対応策

①接続の拒否事由に該当するとして、接続拒否

(☞接続拒否を行うと、利用者利便に多大な支障が生じるとの指摘についてどう考えるか)

②「不当に高額な接続料」の設定事業者に業務改善命令

③暫定的に接続料を支払い合わない接続、遡及精算を行わない等の対応措置

④事業者間協議で解決

⑤第二種指定電気通信事業者等に指定

「不当に高額な接続料」の判断基準

①コストに照らして判断

(☞「コスト+適正利潤」の接続料が義務付けられている一種指定事業者・二種指定事業者に対し、規制対象外の事業者が請求することが適切な水準についてどう考えるか)

②ユーザ料金設定における支障度合いや経営状況に与えるインパクト等を踏まえ、ケースバイケースで判断

(☞着信先によらない統一的なユーザ料金の設定が可能であることの必要性についてどう考えるか)

③判断基準を設けることは困難

(☞ネットワークや設備規模等は事業者ごとに異なる)

■ビル＆キープ方式とは、利用者料金については、通信の発側の事業者が着側の事業者のネットワークを含めてエンドエンド料金を設定し、接続料については、互いに支払わないという形態である。ビル＆キープ方式には、以下のような検討すべき課題があるが、それぞれについてどのように考えるか。

①ビル＆キープ方式では、互いの網に流出入する通信量が均衡している場合に適用し、通信量の均衡が崩れた場合はエンドエンド方式に移行するという運用が考えられるが、通信量の均衡・不均衡に係る基準は、どのような考え方で設定すべきか。

②ビル＆キープ方式では、自網発通信の利用者料金収入で、自網発だけでなく自網着の通信も含めてコスト回収できるようにすることが必要となるが、このようなコスト回収の方法についてどのように考えるか。

③ビル＆キープ方式と現行の接続制度との関係については、以下のような問題があるが、この点についてどのように考えるか。

アーのアンバンドル機能の接続料の算定方法について、事業者ごとに差異が生じることとなること

イ 利用者料金はエンドエンド料金を設定する一方、接続料を互いに支払わないことは、第一種指定電気通信設備等に係る接続料についてコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金としたこととの間で整理が必要となること

各事業者の意見

①通信量の均衡・不均衡の基準の考え方

検討を深めることが必要

■通信量の均衡が崩れた場合は、接続料のやりとりが必要となってくると考えられるが、通信量の均衡・不均衡の判断基準は、設備増強等ネットワークに与える影響や事業者間の利用形態等を踏まえ検討を深めていくことが必要(NTT東西)

事業者ごとにネットワーク構成等が異なるので、一概に導入基準を設けることは困難

■通信量が均衡していることのみをもって適用されるものではなく、通信量が均衡し、互いが負担する接続料が同等である場合に適用し得る一つの方式。したがって、通信量のみに着目して検討すべきではない。固定網である一種指定設備と移動網との接続等、コスト構造が全く異なるネットワークとの接続に対して、ビル＆キープ方式を適用することはできない(SB)

■ビル＆キープ方式は、一つの事業者間精算方式として有効だが、事業者ごとにネットワーク構成等が異なることを踏まえれば、一概に基準を設けることは困難であり、導入可否・条件等は、事業者間の協議で決定すべき(ウィルコム)

■ビル＆キープ方式の適用条件としては、通信量の均衡に加えて、ネットワークの規模や構成といった論点も存在(KDDI)

通信量の均衡を基準とすること自体が適切でない

■通信量の均衡が保たれているかどうかを導入の基準とすることについては、新規に参入した事業者及び小規模事業者にとっては、一般的に不利になり、事業者間の公平性の担保がされないため、導入自体が不適切(イー・モバイル)

②コストの回収方法

コスト回収範囲の変更を伴うことから、慎重な検討が必要

■ 接続料の精算を前提としたエンドエンド料金が市場に浸透している現状では、ビル & キープ方式への移行の推進は極めて困難な作業。すなわち、ビル & キープ方式への移行は、コスト回収範囲の変更を伴うものであり、利用者におけるコスト負担の公平性の観点から慎重な検討が必要。また、議論の結果、米国等で見られる、利用者料金の体系を着信者が着信網等のコストを負担するRPP (Receiving Party Pays) 方式に移行するという結論に至る可能性もあり、慎重な議論が必要(SB)

精算コスト不要、統一的なユーザ料金設定等のメリットが存在

■ 接続料水準に関するトラブルが回避でき、接続料の精算コストも不要となることから、事業者間の合意が得られる限り、否定されるものではない。更に、ビル & キープ方式は、着信事業者への接続料と自網着通信の接続料を精算しない方式であることから、他社接続料水準に左右されず、自社でコントロール可能な自網区間コストだけをもとにユーザ料金の水準を決定可能。また、ビル & キープ方式を採用すれば、コスト削減のメリットが設備を構築する事業者に帰属することから、事業者のコスト削減インセンティブを高めることになる(NTT持株、NTT東西、NTTドコモ)

③接続制度との関係

接続料の適正性と公平性の検証ができなくなり、不適切

■ 一種指定事業者の接続料は、コストに適正利潤を加えたものであることとされているが、ビル & キープ方式の適用により、コスト構造が不透明になる懸念があり、また一のアンバンドル機能でビル & キープ方式を適用する事業者と適用しない事業者とが混在することで、負担の公平性が確保されているかが不透明となる懸念がある(SB)

■ 接続する事業者によってビル & キープ方式と現行の接続制度が混在するようになれば、接続料の適正性と公平性の検証ができなくなり、適切でない(イー・モバイル)

④ビル & キープ方式の導入の適否

現段階では、時期尚早

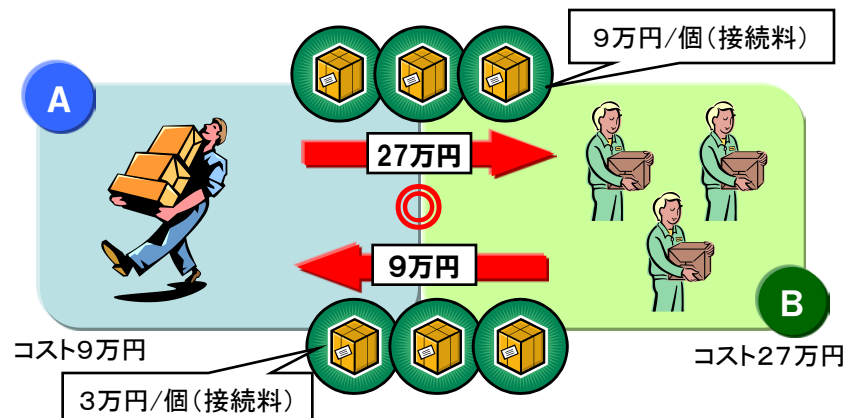
■ 将来有用となる可能性はあるが、現段階では時期尚早。ビル & キープの定義について関係者間での認識共有から始めるべき(KDDI)

事業者間の合意があれば、個別の導入は否定されるものでない

■ 事業者間の合意があれば、個別の導入は否定されるものでない(NTT持株、NTT東西、NTTドコモ)

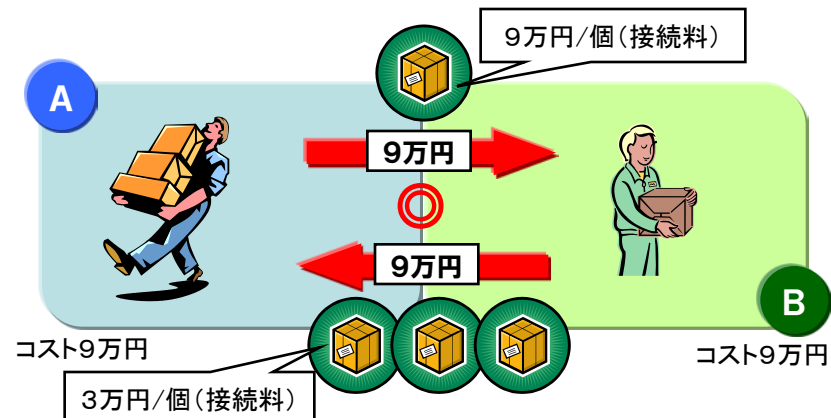
ビル & キープ方式の導入目的・必要性

通信量の均衡のみを適用基準とすることは適当か？



通信量は均衡している、コスト・接続料は異なる。B & K方式では、Bは回収漏れ

通信量が均衡しなくても、接続料支払額が均衡している場合



この場合は、ビル & キープ方式にしても、互いに回収漏れは発生しない

■通信量の均衡・不均衡だけを見て、ビル & キープ方式の適用を判断することは、どのような意味を持つのか。通信量の均衡している者同士は、そのネットワークコストも同水準と擬制する(又は同水準であるべきとする)考え方に立つのか。

■上記考え方を取ることなく、接続料に係る収支とは無関係に接続料のやりとりを不要とする制度を設けることとする場合、「コスト+適正利潤」の接続料設定を義務付けることにより、利用の公平性を確保する指定電気通信設備制度との関係等についてどう考えるか。

■接続料の支払額が、同水準にある事業者同士であれば、結局は、互いの支払額が相殺される。

■このような事業者間の接続料精算に係るコストを削減する観点で導入するのであれば、ビル & キープ方式の適用について、通信量の均衡だけで判断することは適当か。この場合は、接続料支払額・コストの均衡・不均衡で判断することが必要となるのではないかな。

- 接続料水準に係るトラブル回避、精算コスト不要
- 他社接続料水準にかかわらず、自社でコントロール可能な自網内コストのみでユーザ料金設定可能(☞自網のコスト削減インセンティブ高める)

NTT東西

ビル & キープ方式の導入の目的・必要性、適用基準についてどのように考えるか。

- ① 今後の接続ルールやその基となるドミナント規制の在り方を検討する際には、どのような視点で検討を行うことが必要か。 検討上踏まえるべき視点として、例えば、固定通信と移動通信の融合、通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤー（通信プラットフォーム・コンテンツ配信レイヤー）へのレバレッジなどが考えられるが、他にどのような視点が考えられるか。
- ② また、上記の視点に基づき、現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について規制対象（公正競争条件を確保すべき市場の画定や当該市場における市場支配力を有する者の認定の在り方等）や規制内容（市場支配力を有する者に対して課すべき接続料・接続条件に係る規制等）などを検証する場合、今後見直しが必要になると考えられる事項として何が考えられるか。
- ③ その他、検討すべき事項はあるか。

各事業者の意見

① 水平的市場統合の進展（FMCサービス等）

ドミナント間の排他的なFMCサービス提供は×

■ 隣接市場でそれぞれ 市場支配的な地位にある事業者が、排他的に結合してFMCサービスを提供することは認められない（KDDI）

FMCサービス市場の確定が必要

■ 現行の制度では、固定通信サービスと移動通信サービスは異なる市場として画定されるが、今後はFMCサービスの普及に伴い、固定通信サービスと移動通信サービスの市場に加えて、FMCサービスの市場を画定することが必要（テレサ協）

携帯事業の他事業への影響の監視要

■ 自社グループ内の携帯電話と固定電話との無料通話が提供されたことで、携帯電話市場を作用点とした固定電話市場へのレバレッジ（又はその逆）がかかり、また近い将来、FMCサービスの本格化を考えた場合、携帯電話事業を展開しているグループ会社には、現状のドミナント規制に加えて、携帯電話事業以外への影響を配慮した監視が必要（フュージョン・コミュニケーションズ）

新たな規制は不要

■ FMCサービス等の固定／移動融合サービスの提供等、部分的な水平的市場統合に対応したドミナント規制に係る議論については、現在の指定設備規制において、固定系のボトルネック性についてはネットワークのオープン化により小売市場に及ぼす影響を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための 措置が、それぞれ既に講じられているため、新たな規制を設ける必要はない（NTT東西）

■ FMC等は、今後進展が期待されているサービスであることから、まずは事業者の自由な事業展開に委ね、想定や懸念に基づいて新たなドミナント規制を設けるのではなく、各事業者による自由な事業展開の結果、仮に問題が生じた場合に、事後的に解決する姿勢に徹すべき（NTT持株、NTTドコモ）

②垂直的市場統合の進展

通信レイヤーから上位レイヤーへのレバレッジ

■「通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジ」を検討項目としていることに賛成。これの意味するものとして「通信事業者による通信プラットフォーム事業者及びコンテンツ配信事業者の公平な取扱い」が想定されるが、その他に「通信事業者の上位レイヤー参入による通信事業者と上位レイヤー事業者(通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者)間の公平な競争環境」を検討する視点は特に必要(MCF)

通信レイヤーから販売チャネルへのレバレッジ

■ 指定事業者が、通信レイヤーの市場支配力を背景に、他の分野でも支配力を行使している例として、販売チャネルに対するものも存在(MVNO協議会)

③グループドミナンス

共同的・一体的市場支配力に係る規制の在り方等の検討が必要

- 市場間の関係の緊密化・融合化に伴い、NTTグループ各社の競争力が相乗的に高まり、公正競争を阻害するおそれがあるため、特に「NTTグループ各社の連携がもたらす共同的・一体的市場支配力の影響(ドミナント事業者同士のFMC、販売店等子会社との連携、上位レイヤとの連携)」、「NTTのブランド力がもたらす競争優位性」を踏まえ、公営競争確保のためのルール・規制の在り方を検討すべき(SB)
- 市場環境の変化を踏まえ、複数市場に跨る市場支配力の認定や共同的な市場支配力の濫用を防止するための新たな規制の枠組みを構築することが適当。見直すべき事項としては、特に、①実質的な規制逃れが懸念される子会社や代理店・アウトソーシング会社等を通じたドミナント事業者による事業活動への各種規制の適用、②特定関係事業者制度を含め、ドミナント事業者に適用される禁止行為規制の更なる強化については、早期の実現が必要(ケイ・オプティコム)
- NTT持株会社によるグループ経営の継続は、固定と移動が融合していく時代には強力な市場支配力をますます促進させるため、NWの共同構築などについても直ちに認められるべきものではないし、今後、固定と移動の市場支配力を分離させる施策の検討も必要(イー・アクセス)

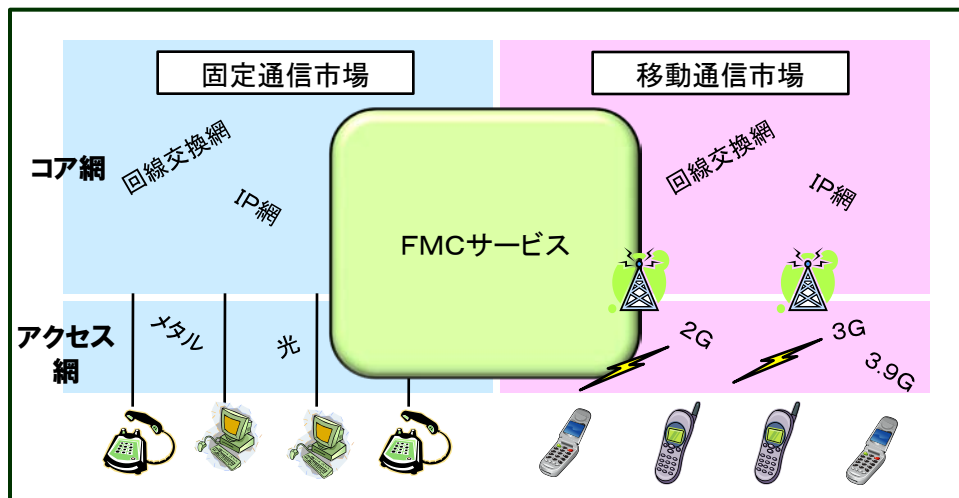
上位レイヤーから通信レイヤー等へのレバレッジ

- 上位レイヤーで市場支配力を持ったプレーヤーが、通信等の下位のレイヤーにその支配力を及ぼす可能性にも留意が必要(KDDI)
- 今後、上位レイヤーで市場支配力を保有するプレーヤーが、垂直統合型サービスで市場支配力を行使することも想定されるため、通信レイヤーを起点としたレバレッジだけを議論するのではなく、上位レイヤーで市場支配力を有する事業者による上位レイヤーからの市場支配力の行使についても議論を深めることが必要(NTT東西)
- ポータルやCGMなどコンテンツ市場の拡大が進展している中で、通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者など上位レイヤー事業者による通信サービスレイヤーへの市場支配力が高まってきている。このため、通信プラットフォーム事業者等の事業法の位置付けを明確にし、市場支配力の濫用を規制する仕組みも必要(STNet)

ユーザ利便向上に機動的・柔軟に対応できない。ドミナント規制は撤廃を含め見直すべき

- ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離)時に設定されたNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたものだが、現在は、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、更に今後固定・移動を同一のネットワークに統合する計画を公表しているほか、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っているのに対して、NTTグループは本指定設備制度等により経営の自由度に大きく制約を受けており、ユーザの利便性向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できない状況にある。このように、競争環境は大きく変化しており、時代にそぐわない枠組みとなっていることから、現行のドミナント規制は、撤廃を含めた見直しを行うことが必要。
更に、ICT市場の主軸は、ネットワークサービスからアプリケーションサービスに移行しつつあり、その中でグローバルなプレーヤーが世界的規模でサービスを提供しており、接続ルールの前提となる市場画定も、現実の状況を踏まえた見直しが必要(NTT持株、NTT東西)

水平的市場統合の進展への対応



ネットワークの融合・統合(差異の希薄化)

- コア網(中継網)については、固定網・移動網ともに、IP化が進展(NTTグループは、2010年に、固定・移動のフルIPネットワーク基盤構築)
- アクセス網については、固定網はFTTH化が進展する一方、移動網は2010年以降順次、3.9G(FTTH並み)の開始が予定。有線・無線の違いはあるが、固定網と移動網の間で通信速度の差異は希薄化

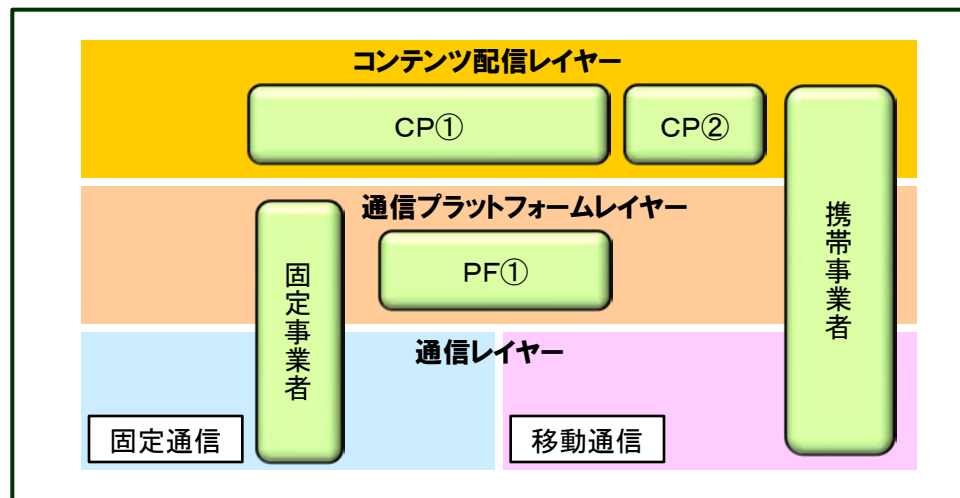
これに伴い、固定・移動の融合型サービス(FMCサービス)の本格的展開が予想

今後の接続ルール等の検討の視点・課題としてどのようなものが考えられるか？

例えば

- 固定市場と移動市場に二分して、指定電気通信事業者を指定する現行の枠組みが直ちに妥当しなくなると考えられるか。
- FMCサービス市場の画定についてどう考えるか。仮に当該市場の指定電気通信事業者を觀念する場合、規制根拠や指定要件等はどうか。
- 密接な資本関係を有する固定事業者と移動事業者が、共同してFMCサービスを実施する場合の市場支配力の認定についてどう考えるか。

垂直的市場統合の進展への対応



ネットワークの高度化等に伴う上位レイヤー事業の多様化

- 電気通信事業を営むものの、登録・届出は不要(≠電気通信事業者)となる形態の通信プラットフォーム事業やコンテンツ配信事業等が活発化
- 他方、通信レイヤーで伝送サービスを提供している電気通信事業者の中には、通信プラットフォーム事業等を一体的に行っている事業者もあり、上位レイヤー市場を含めた公正競争環境の整備を求める意見が示されている

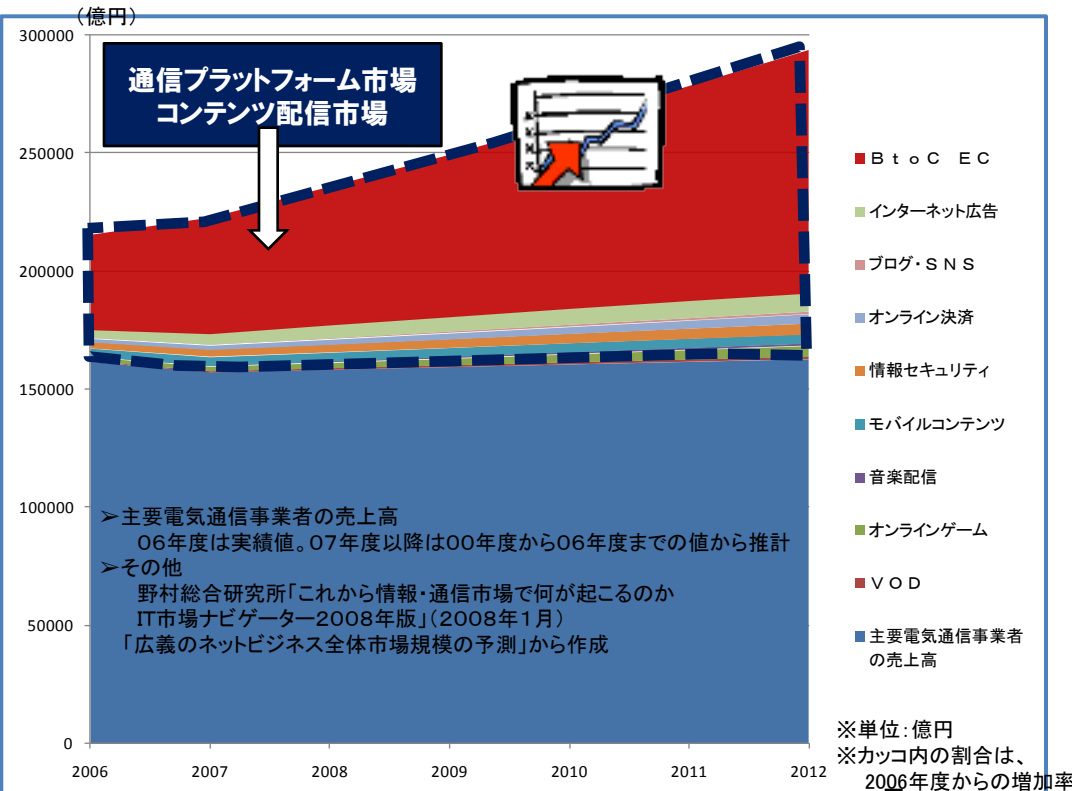
今後の接続ルール等の検討の視点・課題としてどのようなものが考えられるか？

例えば

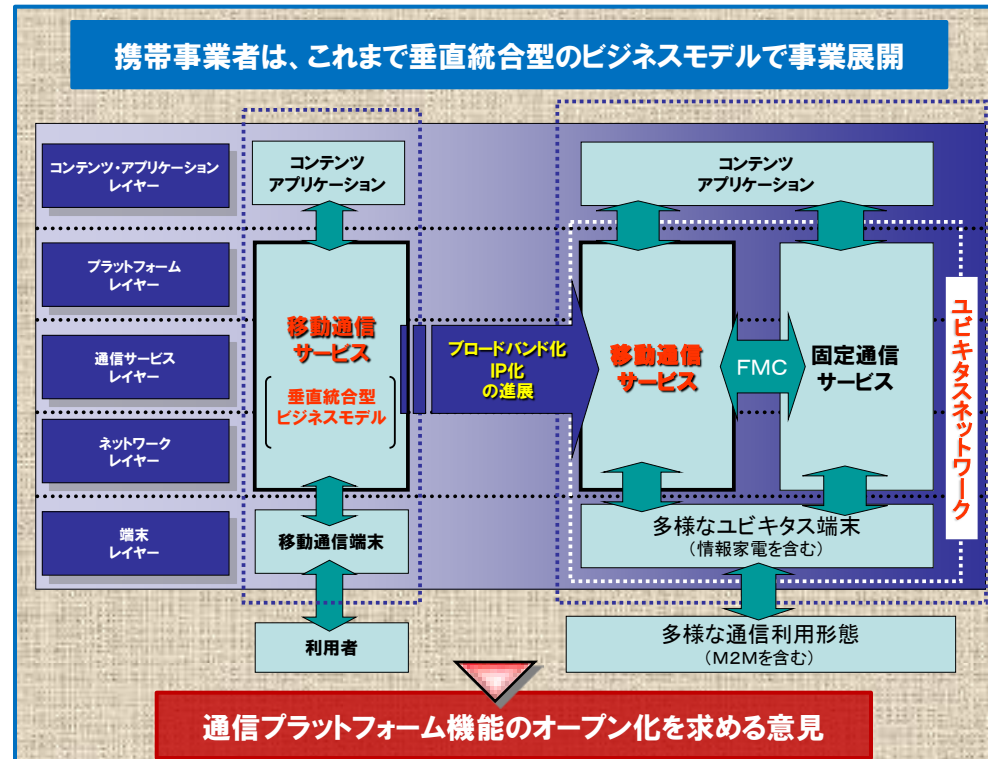
- 電気通信事業法の適用上は、電気通信事業に該当する事業か否かが問題となり、どのレイヤーで行っている事業かは問題とはならない(レイヤー概念は存在しない)点を踏まえて検討することが必要ではないか。
- 通信レイヤーの市場支配的事業者が、伝送サービスと一体として通信プラットフォーム事業等を行う場合、指定設備としてその利用の公平性を確保すべき設備は、どのレイヤーの設備までと考えることが適当か。
- 通信レイヤーの市場支配的事業者及びこれと密接な資本関係を有する通信プラットフォーム事業等を行う者が、一体的な事業展開を行う場合、通信レイヤーの市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジについてどう考えるか。

参考資料

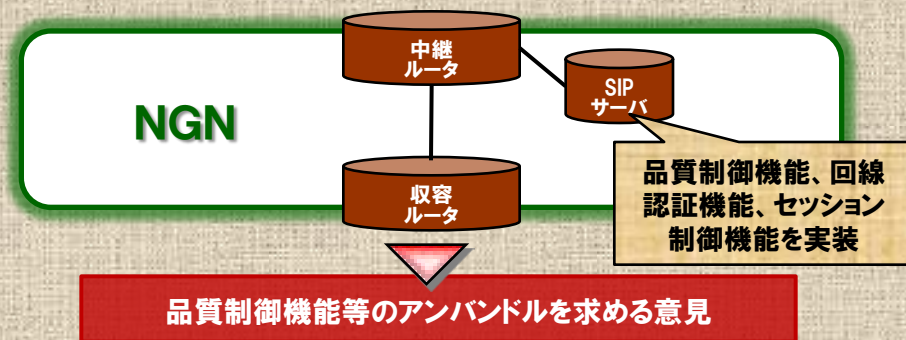
■モバイル市場・固定ブロードバンド市場が成熟化する中で、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場は、今後の市場規模の拡大が予測されている。



	2006年度	2012年度		2006年度	2012年度
B to C EC	40,403	103,234 (156%)	モバイルコンテンツ	3,388	3,909 (15%)
インターネット広告	3,630	7,844 (116%)	音楽配信	242	880 (264%)
ブログ・SNS	88	947 (976%)	オンラインゲーム	1,530	4,580 (199%)
オンライン決済	1,464	3,924 (168%)	VOD	337	978 (190%)
情報セキュリティ	2,843	4,822 (70%)	主要電気通信事業者の売上高	161,741	162,863 (0.7%)



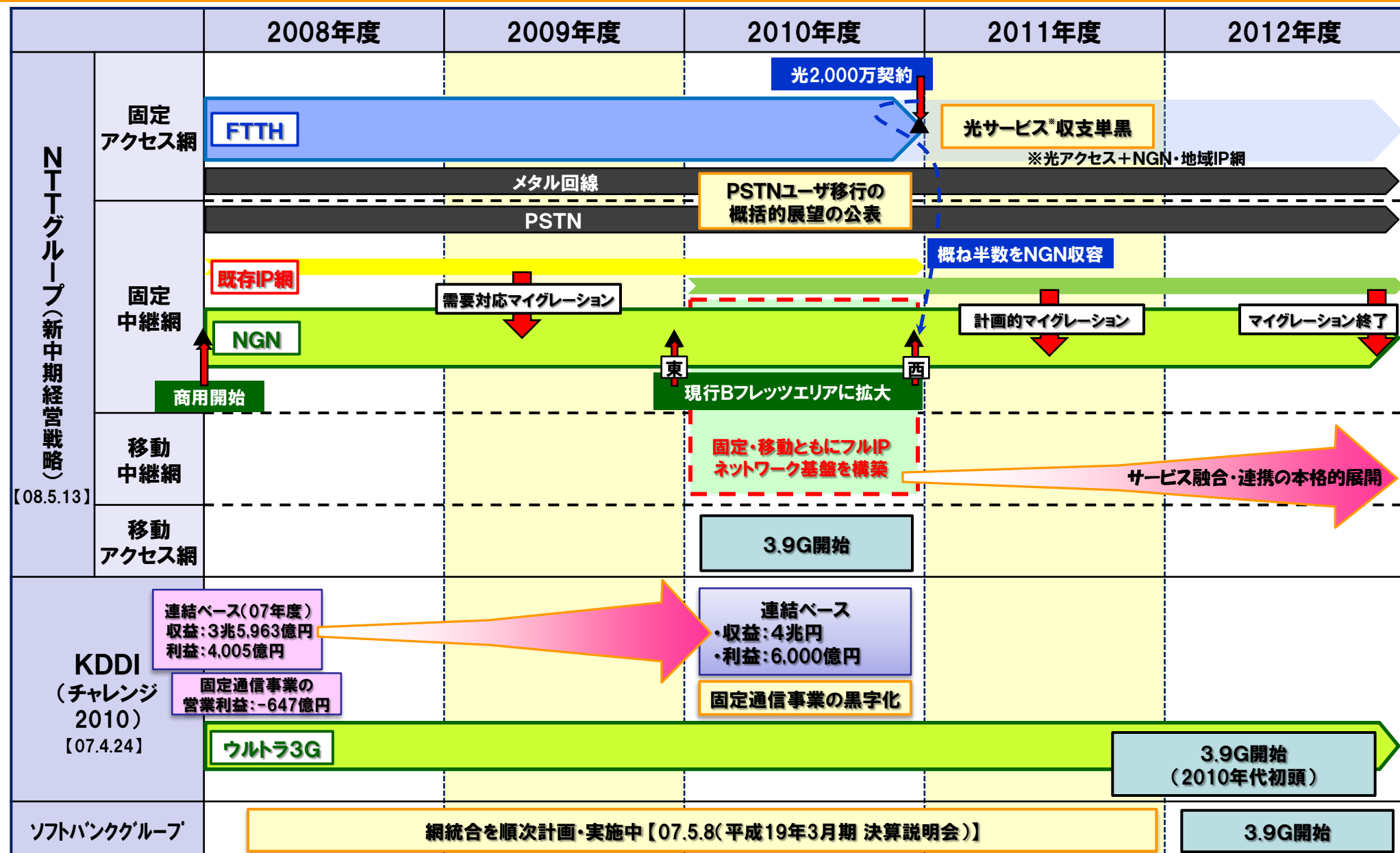
08年3月末から、NTT東西のNGNの商用サービス開始



各事業者の今後の事業展開予定

35

■NTTグループでは、2010年度に固定網・移動網ともにIP化したフルIPネットワーク基盤を構築し、固定網・移動網間のサービス融合・連携の本格的な展開を計画。



接続により提供する機能と接続料が設定されている機能

38

NTTドコモ(接続約款)

KDDI(接続約款)

基本接続機能

mova接続機能	当社のmovaサービス契約者回線との通信を行う機能
FOMA(通話モード)接続機能	当社のFOMAサービス契約者回線との通話モードによる通信を行う機能
FOMA(64kb/sデジタル通信モード)接続機能	当社のFOMAサービス契約者回線との64kb/sデジタル通信モードによる通信を行う機能
衛星電話接続機能	当社の衛星電話サービス契約者回線との通信を行う機能
MNP転送機能	MNPを実現するために他社契約者回線であることを識別して相互接続通信の経路を着信事業者に設定する機能
MNPリダイレクション機能	MNPを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供する機能
直収接続機能	当社のmovaサービス契約約款に定める専用回線等接続契約又は専用回線等接続サービス契約約款に定めるデータ系直収契約により提供する電気通信サービスと同等の通信を行う機能
FOMA直収パケット接続装置機能	FOMAサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要な装置を利用する機能
FOMA直収パケット接続機能	FOMAサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能
MVNO回線管理機能	MVNOサービス契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能
iモード移動無線装置パケット接続装置機能	iモード移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信をiモード移動無線装置接続用パケット交換機を介して行うために必要な装置を利用する機能

付加接続機能

位置情報提供機能	当社がiモード移動無線装置パケット接続機能を提供する協定事業者に対して、iモード移動無線装置の位置情報を提供する機能
MVNO課金情報提供機能	当社がMVNO回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なMVNOサービス契約者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能
事業者課金機能	iモード移動無線装置接続用パケット交換機を介して行われるiモード移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とiモード移動無線装置パケット接続機能を利用する協定事業者の電気通信設備との間の通信に係る利用者料金をその協定事業者に課金する機能

端末接続機能

相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信を伝送交換する機能(映像等通信接続機能を除く。)

映像等通信接続機能

相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信(au通信サービス契約約款で定めるテレビ電話機能に係るものに限る。)を伝送交換する機能

携帯電話番号ポータビリティ転送機能

携帯電話番号ポータビリティにおいて、当社が移転元事業者となる場合であって、相互接続通信の接続経路を移転先事業者に設定する機能

携帯電話番号ポータビリティリダイレクション機能

携帯電話番号ポータビリティにおいて、当社が移転元事業者となる場合であって、協定事業者からの要求により移転先事業者に係る情報を返送する機能

直収パケット接続機能

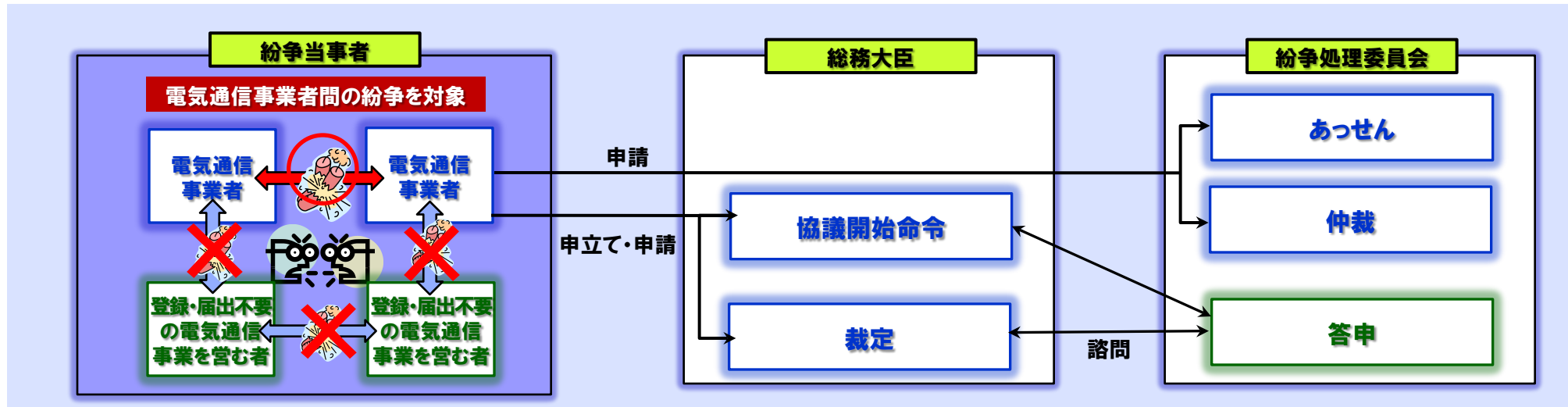
当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能

オプション機能接続機能

au通信サービス契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能

※網掛けは接続料が設定されている機能

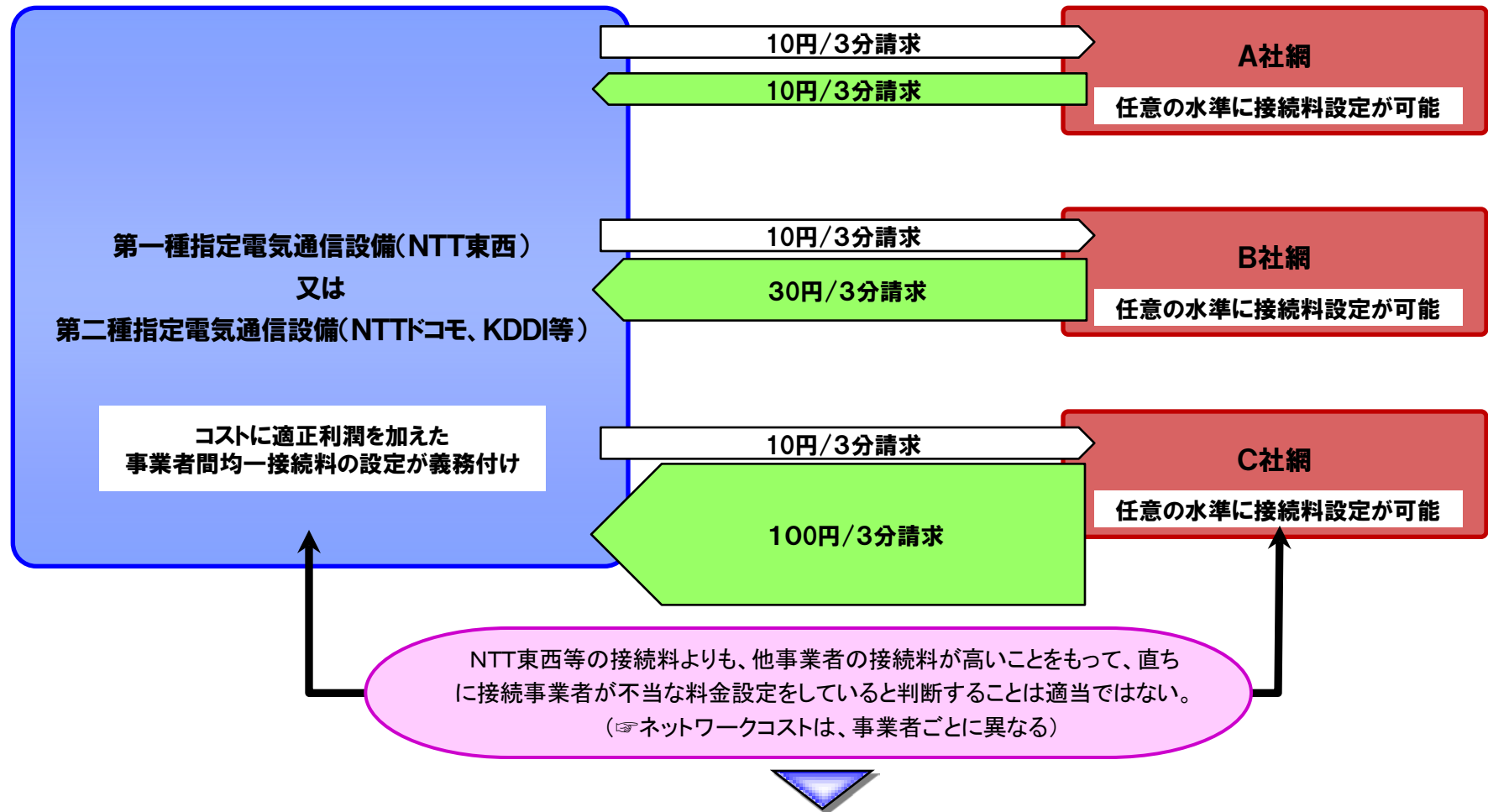
■紛争処理の仕組み



■紛争処理の対象内容

	総務大臣		電気通信事業紛争処理委員会	
	協議開始命令	裁定	あっせん	仲裁
①電気通信設備の接続	○	○	○	○
②電気通信設備の共用	○	○	○	○
③卸電気通信役務の提供	○	○	○	○
④接続用の電気通信設備の設置・保守	—	—	○	○
⑤接続用の土地・工作物の利用	—	—	○	○
⑥接続用の情報の提供	—	—	○	○
⑦電気通信役務提供に関する業務の委託	—	—	○	○
⑧電気通信役務提供のための設備の利用	—	—	○	○
⑨電気通信役務提供のための設備の運用	—	—	○	○
⑩他人の土地・工作物の使用	—	○	—	—

■コストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料の設定を義務付けられている事業者（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者）とそれ以外の事業者との間において、接続料の水準に大きな差が発生している場合の取扱いをどのように考えるか。



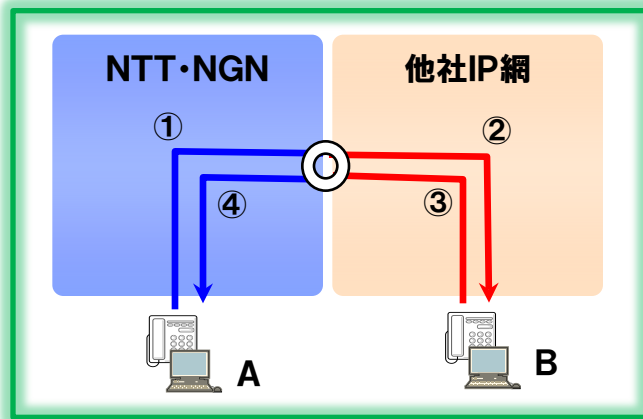
■しかし、接続事業者が、自社の接続料とNTT東西等の接続料との差額で利益を稼ぐことを目的に不当に高額な接続料を請求する場合、その取扱いは、どのように考えるべきか。

ビル&キープ方式

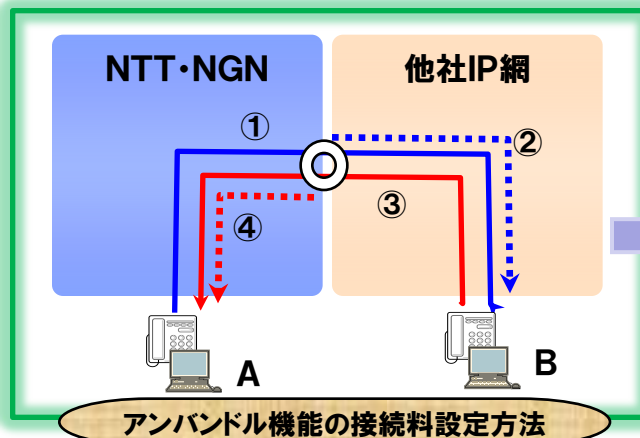
■従来の接続料の設定方式とビル&キープ方式の相違

—:ユーザ料金設定(NTT) —:ユーザ料金設定(他社):接続料支払(NTT→他社):接続料支払(他社→NTT)

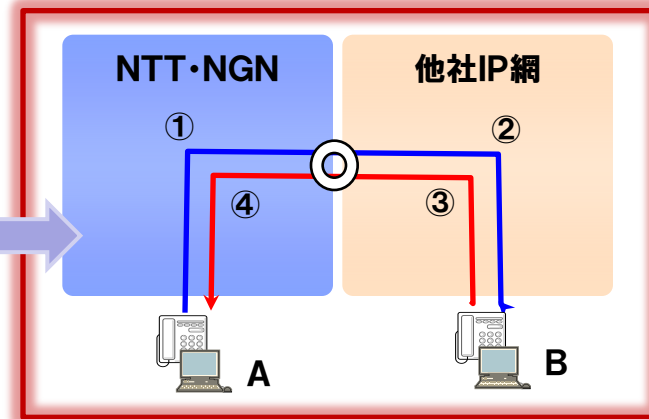
ぶつ切り料金方式



エンドエンド料金方式

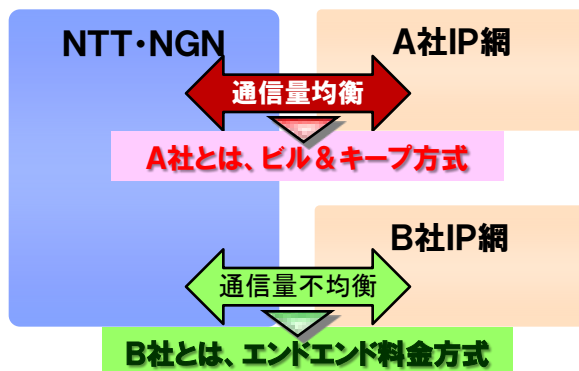


ビル&キープ方式



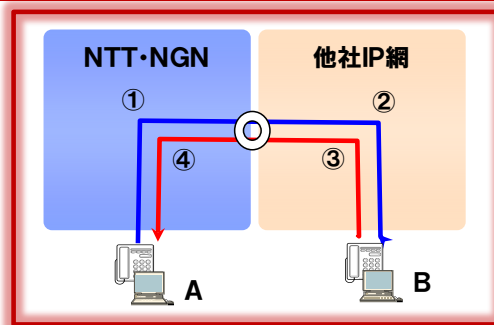
■ビル&キープ方式に関する課題

適用基準の適正・透明な設定・運用



- 均衡・不均衡の判断基準を適正・透明に設定・運用することが、公正競争上極めて重要

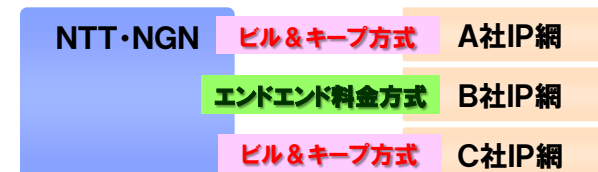
接続事業者の経営面に与える影響



- 自網発通信(①・②)のユーザ料金収入だけで、自網着通信(④)も含めたコスト回収ができるようにすることが必要となる。
- この点は、接続事業者の経営面に影響を与えるため、事業者間での十分な検討が必要。

現行の接続制度との関係

- 一のアンバンドル機能で接続料設定方法が異なり得る



- 「コスト+適正利潤」での接続料設定義務付けとの関係

- ビル&キープ方式は、通信料が均衡する事業者同士は、接続料はほぼ同等であり、コストに適正利潤を加えた接続料を設定しなくてもよいとの前提に立った考え方。
- この考え方に問題ないと現時点で整理可能か。